

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 関東 1 - 2
 【提出書類】 発行登録追補書類
 【提出先】 関東財務局長
 【提出日】 2026年 3 月10日
 【会社名】 S B Iホールディングス株式会社
 【英訳名】 SBI Holdings, Inc.
 【代表者の役職氏名】 代表取締役 会長 兼 社長 北尾 吉孝
 【本店の所在の場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
 【電話番号】 (03) 6229-0100 (代表)
 【事務連絡者氏名】 取締役 西川 保雄
 【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号
 【電話番号】 (03) 6229-0100 (代表)
 【事務連絡者氏名】 取締役 西川 保雄
 【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債
 【今回の募集金額】 10,000百万円

【発行登録書の内容】

提出日	2025年10月23日
効力発生日	2025年10月31日
有効期限	2027年10月30日
発行登録番号	7 - 関東 1
発行予定額又は発行残高の上限（円）	発行予定額 800,000百万円

【これまでの募集実績】

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
7 - 関東 1 - 1	2026年 1 月 9 日	160,000百万円	-	-
実績合計額（円）		160,000百万円 (160,000百万円)	減額総額（円）	なし

（注） 実績合計額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段（ ）内は発行価額の総額の合計額）に基づき算出しています。

【残額】（発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額） 640,000百万円
 (640,000百万円)

（注） 残額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額（下段
 （ ）内は発行価額の総額の合計額）に基づき算出して
 います。

（発行残高の上限を記載した場合）

該当事項はありません。

【残高】（発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額） - 円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行社債】

銘柄	SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）（愛称：SBI START債）（以下「本社債」という。）
記名・無記名の別	—
券面総額又は振替社債の総額（円）	金10,000,000,000円
各社債の金額（円）	金1万円
発行価額の総額（円）	金10,000,000,000円
発行価格（円）	各社債の金額100円につき金100円
利率（％）	年2.15％
利払日	毎年3月24日及び9月24日
利息支払の方法	1 利息支払の方法及び期限 (1) 本社債の利息は、払込期日の翌日から償還すべき日（以下「償還期日」という。）までこれをつけ、2026年9月24日を第1回の利息支払期日としてその日までの分を支払い、その後毎年3月及び9月の各24日にその日までの前半か年分を支払う。なお、各支払期日に各本社債の社債権者（以下「本社債権者」という。）に支払われる利息額は以下により計算される金額となる。 別記「（注）15 社債原簿の記録の管理及び社債原簿管理人」（2）に定める社債原簿管理人が備える社債原簿における各本社債の社債権者が保有する各本社債の金額の総額に通貨あたりの利子額を乗じて得られる金額。ただし、円位未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てる。「通貨あたりの利子額」とは、1円に別記「利率（％）」欄に定める利率を乗じ、それを2で除して得られる金額（ただし、半年に満たない期間につき通貨あたりの利子額を計算するときは、その半年の日割をもってこれを計算した金額）をいう。ただし、小数点以下第13位未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。 (2) 利息を支払うべき日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 償還期日後は利息をつけない。 2 利息の支払場所 別記「（注）16 元利金の支払」記載のとおり。
償還期限	2029年3月23日
償還の方法	1 償還価額 各社債の金額100円につき金100円 2 償還の方法及び期限 (1) 本社債の元金は、償還期限である2029年3月23日にその総額を償還する。 (2) 償還期日が銀行休業日にあたるときは、その支払は前銀行営業日に繰り上げる。 (3) 本社債の買入消却は、各利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日（利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とする。）から当該利払日又は償還期日までの期間及び法令に別途定められる場合を除き、払込期日の翌日以降、いつでもこれを行うことができる。 3 償還元金の支払場所 別記「（注）16 元利金の支払」記載のとおり。
募集の方法	一般募集
申込証拠金（円）	各社債の金額100円につき金100円とし、払込期日に払込金に振替充当する。申込証拠金には利息をつけない。
申込期間	2026年3月11日から2026年3月23日まで
申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店及び国内各支店
払込期日	2026年3月24日
振替機関	—

担保	本社債には担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
財務上の特約（担保提供制限）	1 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本社債の払込期日以降、当社が国内で既に発行した、又は当社が国内で今後発行する他の無担保社債のために担保提供（当社の所有する資産に担保権を設定する場合、当社の所有する特定の資産につき担保権設定の予約をする場合及び当社の特定の資産につき特定の債務以外の債務の担保に供しない旨を約する場合をいう。以下「担保提供」という。）を行う場合には、本社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順位の担保権を設定する。 2 前項に基づき設定した担保権が本社債を担保するに十分でない場合、当社は本社債のために担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定する。 3 当社が、合併、会社分割、株式交換又は株式移転により担保権の設定されている他社の社債を承継する場合には、本欄第1項は適用されない。
財務上の特約（その他の条項）	1 担保付社債への切換 (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも本社債のために担保付社債信託法に基づき、社債管理者が適当と認める担保権を設定することができる。 (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は本項(1)により本社債のために担保権を設定する場合には、当社はただちに登記その他必要な手続を完了し、かつ、その旨を担保付社債信託法第41条第4項の規定に準じて公告する。 (3) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は本項(1)により本社債のために担保権を設定した場合、又は、当社が別記「（注）3 特定物件の留保」により本社債のために留保資産を留保した場合で社債管理者が承認したときは、以後、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄及び別記「（注）6 社債管理者に対する通知」(2)は適用されない。

（注）1 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付

本社債について、当社は株式会社格付投資情報センター（以下「R & I」という。）からA-の信用格付を2026年3月10日付で取得している。R & Iの信用格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力や個々の債務等が約定どおりに履行される確実性（信用力）に対するR & Iの意見である。R & Iは信用格付によって、個々の債務等の流動性リスク、市場価値リスク、価格変動リスク等、信用リスク以外のリスクについて、何ら意見を表明するものではない。R & Iの信用格付は、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではない。また、R & Iは、明示・黙示を問わず、提供する信用格付、又はその他の意見についての正確性、適時性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、いかなる保証もしていない。R & Iは、信用格付を行うに際して用いた情報に対し、品質確保の措置を講じているが、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではない。R & Iは、必要と判断した場合には、信用格付を変更することがある。また、資料・情報の不足や、その他の状況により、信用格付を取り下げることがある。利息・配当の繰り延べ、元本の返済猶予、債務免除等の条項がある債務等の格付は、その蓋然性が高まったとR & Iが判断した場合、発行体格付又は保険金支払能力とのノッチ差を拡大することがある。一般に投資にあたって信用格付に過度に依存することが金融システムの混乱を引き起こす要因となり得ることが知られている。本社債の申込期間中に本社債に関してR & Iが公表する情報へのリンク先は、R & Iのホームページ（<https://www.r-i.co.jp/rating/index.html>）の「格付アクション・コメント」及び同コーナー右下の「一覧はこちら」をクリックして表示されるレポート検索画面に掲載されている。なお、システム障害等何らかの事情により情報を入手することができない可能性がある。その場合の連絡先は以下のとおり。R & I：電話番号03 - 6273 - 7471

2 社債の券面

本社債に係る社債券は発行しない。

3 特定物件の留保

- (1) 当社は、社債管理者と協議のうえ、いつでも当社の特定の資産（以下「留保資産」という。）を本社債以外の当社の債務に対し担保提供を行わず、本社債のために留保することができる。この場合、当社は社債管理者との間に、その旨の特約を締結する。

- (2) 本（注）3(1)の場合、当社は社債管理者との間に次の 乃至 についても特約する。

留保資産のうえには本社債の社債権者の利益を害すべき抵当権、質権その他の権利又はその設定の予約等が存在しないことを当社が保証する旨。

当社は社債管理者の書面による承諾なしに留保資産を他に譲渡若しくは貸与しない旨。

当社は原因の如何にかかわらず留保資産の価額の総額が著しく減少したときは、ただちに書面により社債管理者に通知する旨。

当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、ただちに社債管理者の指定する資産を留保資産に追加する旨。

当社は本社債の未償還残高の減少又はやむを得ない事情がある場合には、留保資産の一部又は全部につき社債管理者が適当と認める他の資産と交換し、又は、留保資産から除外することができる旨。

当社は社債管理者が本社債権保全のために必要と認め請求したときは、本社債のために留保資産のうゑに担保付社債信託法に基づき担保権を設定する旨。

- (3) 本（注）3 (1)の場合、社債管理者は、社債権者保護のために必要と認められる措置をとることを当社に請求することができる。

4 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債について期限の利益を失う。ただし、別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄又は別記「財務上の特約（その他の条項）」欄第1項の規定により当社が本社債に担保付社債信託法に基づき社債管理者が適当と認める担保権を設定したときには、本（注）4 (2)に該当しても期限の利益を失わない。

- (1) 当社が別記「償還の方法」欄第2項又は別記「利息支払の方法」欄第1項の規定に違背したとき。
- (2) 当社が別記「財務上の特約（担保提供制限）」欄の規定に違背したとき。
- (3) 当社が本（注）5、本（注）6、本（注）7に定める規定に違背し、社債管理者の指定する期間内にその履行又は補正をしないとき。
- (4) 当社が本社債以外の社債（海外で発行されたものを含み、また会社法の適用を受ける社債に限られない。）について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。
- (5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失したとき、又は当社以外の社債若しくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、この限りではない。
- (6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てをし、又は取締役会において解散（合併の場合を除く。）の決議を行ったとき。
- (7) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受けたとき。
- (8) 当社がその事業経営に不可欠な資産に対し差押若しくは競売（公売を含む。）の申立を受け、若しくは滞納処分を受けたとき、又はその他の事由により当社の信用を著しく害損する事実が生じたときで、社債管理者が本社債の存続を不適当であると認めたとき。

5 社債管理者に対する定期報告

- (1) 当社は、随時社債管理者にその事業の概況を報告し、また、毎事業年度の決算、剰余金の配当（会社法第454条第5項に定める中間配当を含む。）については書面をもって社債管理者にこれを通知する。当社が、会社法第441条第1項の定められた一定の日において臨時決算を行った場合も同様とする。ただし、当該通知については、当社が本（注）5 (2)に定める書類の提出を行った場合は当該通知を省略することができる。
- (2) 当社は、金融商品取引法に基づき作成する有価証券報告書、半期報告書、確認書、内部統制報告書、臨時報告書並びにそれら添付書類及び訂正報告書について、金融商品取引法第27条の30の3に基づき電子開示手続の方法により提出を行う。なお、本社債発行後に金融商品取引法（関連法令を含む。）の改正が行われた場合、改正後の金融商品取引法に従って開示手続を行うものとする。

6 社債管理者に対する通知

- (1) 当社は、本社債発行後、社債原簿に記載すべき事由が生じたとき又は変更が生じたときは、遅滞なく社債原簿管理人を通じて社債原簿にその旨の記録を行い、書面又は電磁的記録をもってこれを社債管理者に通知する。
- (2) 当社は、本社債発行後、他の国内債務のために担保提供を行う場合には、遅滞なく書面によりその旨並びにその債務額及び担保物その他必要な事項を社債管理者に通知する。
- (3) 当社は、次の各場合には、あらかじめ書面により社債管理者に通知する。
 - 事業経営に不可欠な資産を譲渡又は貸与しようとするとき。
 - 事業の全部若しくは重要な事業の一部を休止若しくは廃止しようとするとき。
 - 資本金又は準備金の額の減少、組織変更、合併、会社分割、株式交換又は株式移転（いずれも会社法において定義され、又は定められるものをいう。）をしようとするとき。

7 社債管理者の調査権限

- (1) 社債管理者は、2026年3月10日付SBIホールディングス株式会社第1回無担保セキュリティ・トークン（デジタル名義書換方式）社債（社債間限定同順位特約付）管理委託契約証書（以下「管理委託契約証書」という。）の定めに従い社債管理者の権限を行使し、又は義務を履行するために必要であると認めたときは、当社並びに当社の連結子会社及び持分法適用会社の事業、経理、帳簿書類等に関する報告書の提出を請求し、又は自らこれらにつき調査することができる。
- (2) 本（注）7 (1)の場合で、社債管理者が当社の連結子会社及び持分法適用会社の調査を行うときは、当社は、これに協力する。

8 社債管理者の裁判上の権利行使

社債管理者は、社債権者集会の決議によらなければ、本社債の全部についてする訴訟行為又は破産手続、再生手続、更生手続若しくは特別清算に関する手続に属する行為（会社法第705条第1項に定める行為を除く。）を行わない。

9 債権者の異議手続における社債管理者の権限

会社法第740条第2項本文の定めは、本社債には適用されず、社債管理者は、会社法第740条第1項に掲げる債権者の異議手続において、社債権者集会の決議によらずに社債権者のために異議を述べることはしない。

10 社債管理者の義務

- (1) 社債管理者は、法令及び管理委託契約証書の定めに従い、本社債の社債権者のために公平かつ誠実に本社債の管理を行う。
- (2) 社債管理者は、法令及び管理委託契約証書の定めに従い、本社債の社債権者のために善良なる管理者の注意をもって本社債の管理を行う。

11 社債管理者等の利益相反状況と公平誠実義務の関係

- (1) 社債管理者が当社に対し貸付等の債権を有する場合や、社債管理者のグループ会社であるみずほ信託銀行株式会社（以下「グループ会社」という。）が信託勘定を通じ当社に対し債権を有する場合等においては、これらの債権等と本社債は保全・回収・充当に関して競合する可能性がある。
- (2) 本（注）11(1)の場合、社債管理者及びグループ会社は、本社債と当該競合する債権等が債権額に応じ同等に扱われるよう、合理的かつ適切な方法により保全行為や回収・充当行為を行う。
- (3) 本社債と当該競合する債権等の保全・回収・充当の割合が債権額に応じ同等である限り、社債管理者は公平誠実義務違反を問われないものとする。
- (4) なお、本（注）11(2)及び(3)は、社債管理者及びグループ会社による回収・充当方法が相殺・払戻充当等、期限の利益喪失事由発生後の自己の預金債務に基づく回収・充当行為の場合には原則として適用されない。

12 社債管理者の辞任

- (1) 社債管理者は、次の各場合その他の正当な事由がある場合には、社債管理者の事務を承継する者を定めて辞任することができる。
社債管理者と本社債の社債権者との間で利益が相反する又は利益が相反するおそれがある場合。
社債管理者が、社債管理者としての業務の全部又は重要な業務の一部を休止又は廃止しようとする場合。
- (2) 本（注）12(1)の場合には、当社並びに辞任及び承継する者は、遅滞なくかかる変更によって必要となる行為をしなければならない。

13 社債権者に対する通知及び公告

- (1) 本社債に関して社債権者に対し通知する場合は、全ての本社債の社債権者に直接通知する方法のほか、法令に別段の定めがあるものを除き、本（注）13(2)に規定する公告の方法によりこれを行うことができる。なお、社債権者に直接通知する方法は、社債権者が口座を保有する金融商品取引業者（以下「本金融商品取引業者」という。）を通じて行われる。
- (2) 本社債に関し社債権者に対し公告を行う場合は、法令又は管理委託契約証書に別段の定めがあるときを除き、当社の定款所定の電子公告（ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、当社の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行うものとする。また、社債管理者が公告を行う場合は、法令所定の方法によるほか、社債管理者が社債権者のために必要と認める場合には、社債管理者の定款所定の電子公告（ただし、電子公告の方法によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じた場合は、社債管理者の定款所定の新聞紙並びに東京都及び大阪市において発行する各1種以上の新聞紙。重複するものがあるときは、これを省略することができる。）によりこれを行う。

14 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債及び本社債と同一の種類（会社法の定めるところによる。）の社債（以下「本種類の社債」と総称する。）の社債権者集会は、当社又は社債管理者がこれを招集するものとし、社債権者集会の日の2週間前までに本種類の社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を本種類の社債の社債権者に通知する。なお、当社は、電磁的方法により当該通知を発することができる。なお、かかる通知を発した日から、社債権者集会が終了する日までの間、社債原簿の書換を停止するものとする。
- (2) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。
- (3) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。また、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は算入しない。）の10分の1以上にあたる本種類の社債を有する社債権者は、社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社又は社債管理者に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

15 社債原簿の記録の管理及び社債原簿管理人

- (1) 本社債の社債原簿の記録の管理には、株式会社BOOSTRY(以下「BOOSTRY」という。)が開発し、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク(限定された参加者のみがアクセス可能なネットワーク上の台帳に取引の情報を記録して資産の保存や移転の手段として使われるネットワークをいう。)であるibet for Finが利用される。
- (2) 社債原簿管理人
株式会社みずほ銀行
- 16 元利金の支払
本社債に係る元利金の支払は、社債管理者及び本金融商品取引業者を通じて行う。
- 17 本社債の譲渡
- (1) 本社債の社債権者は、その保有する本社債の全部又は一部を譲渡することができる。ただし、各利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日(利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とする。)から当該利払日又は償還期日までの期間、本社債を譲渡することはできない。
- (2) 本社債の社債権者が本社債を譲渡する場合は、本(注)15(1)に定めるibet for Finを利用した、当社が別途指定する方式に従わなければならない。
- (3) 本社債の社債権者は、本社債につき質権を設定することはできないものとする。
- (4) 本社債を取得した者が本(注)17(1)に従って本社債を譲渡する場合、本社債の社債権者は、本社債が金融機関(租税特別措置法第8条第1項に規定する金融機関をいう。)若しくは金融商品取引業者等(同条第2項に規定する金融商品取引業者等をいう。)の固有財産となる場合、又は金融商品取引業者(同条第1項第2号に規定する金融商品取引業者をいう。)若しくは登録金融機関(同号に規定する登録金融機関をいう。)が本社債の譲渡の相手方から金融商品取引法第2条第8項第16号に掲げる行為に係る業務として本社債の預託を受ける場合を除き、本社債を譲渡することはできないものとする。

2【社債の引受け及び社債管理の委託】

（１）【社債の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受金額 (百万円)	引受けの条件
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	10,000	1. 引受人は本社債の全額につき買取引受けを行う。 2. 本社債の引受手数料は各社債の金額100円につき金55銭とする。
計	—	10,000	—

（注） 本社債は金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業等府令」といいます。）第153条第1項第4号八に掲げる社債券に該当し、当社は、金商業等府令第147条第3号に規定する本社債の主幹事会社である株式会社SBI証券の親法人等に該当します。株式会社SBI証券は当社の連結子会社です。本社債の発行価格及び利率（以下「発行価格等」といいます。）の決定を公正かつ適切に行うため、本社債の発行価格等は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第25条の2に定めるプレ・マーケティングの手続に従い決定しました。

（２）【社債管理の委託】

社債管理者の名称	住所	委託の条件
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	1. 社債管理者は、本社債の管理を受託する。 2. 本社債の管理手数料については、社債管理者に、期中において年間各社債の金額100円につき金2銭を支払うこととしている。

3【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（百万円）	発行諸費用の概算額（百万円）	差引手取概算額（百万円）
10,000	76	9,924

（２）【手取金の使途】

上記の差引手取概算額9,924百万円は、2026年6月末までに償還期限が到来する社債の償還資金に充当する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 特典の付与について

当社は、以下のとおり、本社債権者（国内居住者の個人及び法人に限ります。）に対して、取得した又は保有する本社債の金額に応じて特典（本社債の一部を構成するものではありません。）を付与します。なお、本「募集又は売出しに関する特別記載事項」中で使用される用語は、以下で別途定義されるものを除き、それぞれ上記「第一部 証券情報 第1 募集要項」中で定義された意味を有します。

(1) 当社は、払込期日において本社債の払込みを行ったことが当社において確認できた本社債権者（国内居住者の個人及び法人に限る。）のうち、下記(2)記載の手続を行った者に対して、それぞれ、暗号資産（仮想通貨）XRP（以下「本特典」といいます。）を、取得した本社債の額面10万円当たり、2026年5月13日午前6時59分時点のSBI VCトレード株式会社（以下「SBI VCトレード」といいます。）の暗号資産販売所での買価格を基準として、200円相当分の割合で付与します（但し、付与するXRPの数量は、各本社債権者の保有する本社債の額面総額に係る付与相当額を基準として算出し、また、計算の結果小数点第5位以下の数が生じる場合には小数点第6位以下を切り捨てた数とします。）。当社は、SBI VCトレードの暗号資産販売所で本特典の買付を行い、2026年5月15日までに本社債権者に本特典を付与することを予定しております。

当社は、2027年3月24日及び2028年3月24日の各利払い時において、本社債権者のうち、別途当社が定める特典の受取手続の期間に下記(2)記載の手続を行った者に対して、それぞれ特典を付与する予定です。特典の内容につきましては、各利払日が近付いたタイミングで当社のプレスリリースにてお知らせする予定です。

当社は、最終利払い時（2029年3月23日）において、本社債権者のうち、別途当社が定める特典の受取手続の期間に下記(2)記載の手続を行った者に対して、特典を付与する予定です。特典の内容につきましては、最終の利払日が近付いたタイミングで当社のプレスリリースにてお知らせする予定です。

なお、・ の時点において付与する予定の特典の内容・数量は未定であり、・ と同様の内容・数量の特典が付与されるとは限らない点にはご注意ください。

(2) 上記(1) 記載の本特典の付与を希望する本社債権者は、当社グループに属する暗号資産（仮想通貨）交換業者であるSBI VCトレードに暗号資産（仮想通貨）口座を開設し、当社が別途定める本特典の受取手続を行わなければならないものとします。

また、上記(1) 及び 記載の特典の付与を希望する本社債権者は、当社が別途定める特典の受取手続を行わなければならないものとします。

(3) 上記にかかわらず、別途当社が定める本社債の特典の受取手続の期間内に上記(2)記載の手続を行わなかった場合その他本社債の特典の付与日において当社が本社債権者に対して特典を付与することができないと判断した場合、当該本社債権者には当該付与することができないと判断した数量につき特典を付与しないものとします。この場合、当社は、当該特典を付与しないことについて一切の責任を負わないものとします。

(4) 本社債の特典の付与を受ける権利は、本社債の譲渡とは別に、当該権利のみ独立して譲渡することはできないものとします。

(5) 付与された本特典の取扱いについては、SBI VCトレードの定めるサービス総合約款その他の所定の利用規約に従います。

なお、本書の日付現在、SBI VCトレードのシステム環境上、SBI VCトレードから本社債権者に対する1XRP未満の本特典の付与（SBI VCトレードに開設された口座での受取）は可能ですが、本社債権者による当該口座からの1XRP未満の数量の売却はできません。

2 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が運営するセキュリティ・トークン私設取引システムにおける取扱いについて

(1) 国内唯一（注1）のセキュリティ・トークンの私設取引システム（START）について

本書の日付現在、当社は、本社債について、受渡期日の翌営業日（以下「取引開始日」といいます。）以降、大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（以下「ODX」といいます。）が運営するセキュリティ・トークン私設取引システム（以下「START」といいます。）において本社債が取り扱われることを予定しており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者（保護預り契約の当事者としての株式会社SBI証券のことをいいます。以下同じです。

（注2））による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます（注2）。

本社債がSTARTにおいて取り扱われることで、取引機会の多様化による顧客利便性の更なる向上が期待されるものと当社は考えています。

（注1） 本書の日付現在、日本国内で金融庁より認可を得て運営されているセキュリティ・トークンの私設取引システムはSTARTのみです。ただし、今後新たに金融庁より認可を得てセキュリティ・トークンの私設取引システムが運営される可能性があります。

（注2） 本書の日付現在、本社債権者となる者との間で保護預り契約を締結する当事者は当初取扱金融商品取引業者のみであるため、注文の取次ぎを行う者及び取引の相手方となる者は当初取扱金融商品取引業者のみとなりますが、今後、他の金融商品取引業者がSTARTにおける取引参加者となり、本社債の取引が可能となった場合においては、当該他の金融商品取引業者が、保護預り契約を締結する取扱金融商品取引業者として追加される可能性があります。以下同じです。

<大阪デジタルエクスチェンジ株式会社（ODX）の概要>

ODXは、2023年12月より国内初のセキュリティトークン取引市場を運営しています。

会社名	大阪デジタルエクスチェンジ株式会社
事業内容	株式の私設取引システム（PTS）運営 セキュリティトークンの私設取引システム運営
主な株主	SBI PTSホールディングス株式会社 株式会社三井住友フィナンシャルグループ 野村ホールディングス株式会社 株式会社大和証券グループ本社 Cboe Worldwide Holdings Limited
代表取締役	代表取締役会長 北尾 吉孝 代表取締役社長 舩 仁雄
住所	（大阪本社）〒530-0005 大阪府大阪市北区中之島三丁目2番18号 （東京本社）〒106-6007 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー7階
設立年月日	2021年4月1日
証券業登録及び事業認可	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3328号 私設取引システム（PTS）運営業務
加入協会	日本証券業協会（JSDA） （賛助会員）一般社団法人 日本STO協会（JSTOA） （賛助会員）一般社団法人 日本セキュリティトークン協会（JSTA）
資本金	3億75百万円（資本準備金含む）（2025年12月末時点）

出所：大阪デジタルエクスチェンジ株式会社

組織化されたセカンダリー・マーケットを整備することにより、適正な価格形成や流動性の向上などが見込まれ、セキュリティ・トークンが投資家にとってより身近なものとなり得ます。

ODXは、活発なセキュリティ・トークンのセカンダリー・マーケットを創設することで、プライマリー・マーケットの活性化を促し、より利便性の高い新たな資本市場の形成を目指しています。

< ODXが運営するセキュリティ・トークン私設取引システム（START）における売買取引制度 >

ODXが2023年12月25日に運営を開始したSTARTは、セキュリティ・トークンの売買取引を行う私設取引システム（いわゆるPTS）として金融商品取引法等の規制を受け、金融庁より認可を得た認可私設取引システム（認可PTS）です。

ODXが投資者保護の観点から定めた基準に基づき新規取扱審査を行い、取扱承認を行った銘柄のみが、取引対象となっています。

STARTでは、STARTの取引参加者である第一種金融商品取引業者を通じて、投資家の注文が発注され、投資家の注文同士で売買が成立する競争売買方式が採用されています。

STARTにおける主な売買取引制度は以下のとおりです。なお、STARTにおける取引開始日時点での本社債の基準価格は、発行価格を参考にODXにて定める価格となります。

項目	内容
付け合わせ方式	節立会（板寄せ方式）2回／日
注文の種類	指値注文、成行注文
取引時間	セッション1 11：30に執行（注文受付は、10：00～） セッション2 15：00に執行（注文受付は、12：00～）
売買単位	原則として、本社債の各社債の額面金額を1単位として設定
基準価格	原則、前取引日の最終価格（約定がない場合の基準価格の決定方法はODXの規程に定める方法による）
制限値幅	設定あり
信用取引／空売り	当面の間は、現物取引のみ
清算・決済	売買約定日から2取引日後に実施
売買停止	投資者への情報周知が必要な場合や制度的に取引が行えない場合等、ODXの判断で実施
適時の情報提供	発行会社は上場会社であることから、適時の情報提供に該当する項目は、取引所規則に基づく適時開示の内容と同等であり、株式会社東京証券取引所の運営する「適時開示情報伝達システム」（TDnet）にて開示される適時開示情報を参照のこと
市場情報の提供	銘柄ごとの約定価格（セッション1及びセッション2において約定が成立した取引の価格）、売買代金等の市場情報は、日次でODXのWebサイトにて提供 この他に情報バンダーを通じてリアルタイムの気配や価格配信も実施

STARTは、保有するセキュリティ・トークンの換金や既発行のセキュリティ・トークンの取得などのニーズを満たすことを目的として、公正な価格形成とより多くの流動性を供給できるよう、売買制度や取引対象銘柄の管理などを標準化し、公表されたルールに基づいて運営されます。もっとも、STARTでの売買取引の約定は、銘柄特性、市場の状況や注文状況等に影響を受けますので、常に約定が成立することが保証されているわけではありません。

（2）STARTにおける取扱いについて

本社債は、STARTにおいて取り扱われることを予定しており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます（注）。なお、本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限については、後記「4 本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限」をご参照ください。

また、取引開始日以降、STARTでの取扱いが廃止された場合は、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によって取引を行うことができるようになる予定です。

（注） 本書の日付現在、本社債権者となる者との間で保護預り契約を締結する当事者は当初取扱金融商品取引業者のみであるため、注文の取次ぎを行う者及び取引の相手方となる者は当初取扱金融商品取引業者のみとなりますが、今後、他の金融商品取引業者が注文の取次ぎを行う者又は取引の相手方となる者として追加される可能性があります。

3 リスク及び留意事項について

本社債に対する投資の判断にあたっては、発行登録書、訂正発行登録書及び発行登録追補書類その他の内容の他に、以下に示すような様々なリスク及び留意事項を特に考慮する必要があります。

本社債への投資には、一定のリスクが伴います。本社債への投資を検討される方は、本社債のリスクを理解し、自らの個別的な財務状況、本書に記載される本社債に関する情報に照らし、本社債が投資に相応しいか否かを慎重に検討された後に、投資判断を下すべきです。ただし、以下の記載は本社債に含まれる全てのリスクを網羅した完全な記載を意図したものではありません。

以下に記載する1つ又は複数の要因の変化によって、他の要因を理由とする本社債の取引価値の変動が、一部又は全部相殺されることがあることを理解すべきです。

(1) 本社債の取引方法に関するリスク

本社債は、STARTにおいて取り扱われることを予定しており、当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいて取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。なお、今後、他の金融商品取引業者がSTARTにおける取引参加者となり、本社債の取引の取次ぎが可能となる可能性はありますが、当該他の金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引を実施するとは限りません。また、当初取扱金融商品取引業者以外の金融商品取引業者が注文の取次ぎを行う者又は取引の相手方となる者として追加される場合、かかる他の金融商品取引業者については、本社債の移転等に係るトランザクションの作成及び送信等の手法、本社債の保有又は取引に関して負担する費用その他本社債に投資をする投資家の権利又は負担等に関する事項が異なる可能性があります。したがって、本社債に対する投資に関しては、以下の取引方法に関するリスクが存在します。

本社債の市場価格の変動その他本社債の取引価格に関するリスク

STARTにおける取引価格は、(ア)STARTにおける需給バランスにより影響を受ける可能性、及び(イ)金利情勢、経済情勢その他市場を取り巻く様々な要因の影響を受けて変動する可能性があります。

当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引においては、相対取引となり、一定の金額での買取を保証するものではないことから、社債権者が希望する条件で本社債の売却を行うことができない可能性、又は本社債の売却自体ができない可能性があります。したがって、本社債の社債権者は、本社債を売却できないか、又は希望する条件では本社債を売却できず、金利水準や当社の経営状況又は財務状況及び本社債に付与された格付の状況等により、投資元本を割り込む可能性があります。さらに、本社債は、利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日（利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とします。）から当該利払日又は償還期日までの期間は譲渡できません。また、下記「STARTでの取引に関するリスク」に記載のSTARTにおける売買停止期間以外であっても、本社債では売買取引の約定の成立から譲渡まで最短2銀行営業日かかることから、本社債を社債権者が希望する時期に売却できない場合があります。

本書の日付現在、本社債は、上場株式等と異なり、金融商品取引法に定める相場操縦規制及びインサイダー取引規制の対象ではありません。このため、本社債に関する重要な事実をその立場上知り得る者が、その重要な事実の公表前に本社債の取引を行った場合であっても、金融商品取引法上はインサイダー取引規制に抵触しません。しかし、かかる取引は、金融商品取引法で禁じられているインサイダー取引に類似する取引であることから、かかる取引が行われた場合には、本社債の取引価格の公正性や本社債の流動性の低下等の悪影響をもたらす可能性があります。なお、前記「2 大阪デジタルエクスチェンジ株式会社が運営するセキュリティ・トークン私設取引システムにおける取扱いについて（1）国内唯一（注1）のセキュリティ・トークンの私設取引システム（START）について」に記載のとおり、STARTにおいてはODXが投資者保護の観点から定めた基準（申請者の情報提供体制や法令遵守体制を含みますがこれらに限られません。）に基づく審査を経て承認を受けた銘柄のみが取り扱われる上、恣意的な価格操作を抑止するための各種の売買取引制度や適時の情報提供の制度が設けられています。これらの施策が十分に機能することが保証されているものではなく、上記の取引が本社債価格に悪影響を与える可能性があります。

STARTでの取引に関するリスク

取引開始日より、本社債は、当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。しかしながら、STARTにおける取扱いが開始されたとしても、その後にODXの定める取扱廃止基準に抵触する場合には取扱いは廃止され、当該廃止以降はSTARTでの取引は行えません。そのため、かかる廃止後は、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法以外での取引ができないこととなる可能性があります。

STARTは、ODXが2023年12月25日に運営を開始したセキュリティ・トークンの売買取引を行う私設取引システム（いわゆるPTS）として金融商品取引法等の規制を受け、金融庁より認可を得た認可私設取引システム（認可PTS）であり、本社債がSTARTにおいて取り扱われるようになったとしても、取引機会が必ずしも多いものではない可能性があります。

利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日（利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とします。）から当該利払日又は償還期日までの期間において、STARTにおける売買取引が停止され

ます。その他に、投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買が停止されることがあります。売買停止期間中には、投資家は売却機会又は購入機会を得られない可能性があります。

STARTの売買制度では、売買約定日の2営業日後に約定に関係した取引参加者間の相対にて清算決済が行われるため、本社債がSTARTにおいて取り扱われるようになった場合には、売買約定日の2営業日後に清算決済が行われる予定です。しかし、約定から清算決済が完了するまでの間に取引参加者に事故が生じた場合等、清算決済を予定どおり実施できない場合には、本社債を希望する時期に希望する方法で売却（又は購入）できない可能性があります。

上記のほか、ODXが運営するSTARTにおいてシステム障害が生じた場合には、これに伴ってibet for Fin上における社債権者の確定が困難になること等により本社債の譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

(2) 会計制度・税制リスク

本社債はセキュリティ・トークン（デジタル社債）として発行される電子記録移転有価証券表示権利等であるため、日本の税法上、本社債が普通社債と同様に取り扱われないこととなる場合には、本社債に対して投資した者に対する課税上の取扱いが以下の記載の内容と異なる可能性があります。

また、以下の記載の内容は、あくまでも一般的な課税上の取扱いについて述べるものであって、今後の日本の税法の改正等により変更が生じる可能性があること、及び全ての課税上の取扱いを網羅的に述べるものではなく、かつ、例外規定の適用によって記載されている内容とは異なる取扱いがなされる場合もあることに留意ください。本社債に投資しようとする投資家は、各投資家の状況に応じて、本社債に投資することによるリスクや本社債に投資することが適当か否かについて各自の会計・税務顧問に相談する必要があります。

内国法人が支払を受けるべき本社債の利息は、それが国内における支払の取扱者を通じて支払われる場合には、日本の税法上、15.315%（15%の所得税及び復興特別所得税（所得税額の2.1%）の合計）の源泉徴収税が課されます。当該利息は課税所得に含められ、日本国の所得に関する租税の課税対象となります。なお、当該内国法人は当該源泉徴収税額を、一定の制限の下で、日本国の所得に関する租税から控除することができます。

内国法人が本社債を譲渡した場合には、その譲渡による譲渡益は益金の額として、譲渡損は損金の額として、法人税の課税所得の計算に算入されます。

(3) 本社債の特性に起因するリスク要因及びその他の留意点

本社債は、「社債、株式等の振替に関する法律」（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。以下「振替法」といいます。）の適用を受けず、株式会社証券保管振替機構（以下「証券保管振替機構」といいます。）が発行・流通・決済等に関する振替社債ではないことから、本社債を譲渡する場合には、振替法に定める振替機関を通じずに譲渡が行われ、その譲渡に係る対抗要件である社債原簿の記録も電磁的記録によって行われるという特性を有しています。

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債の社債原簿の記録の管理にはブロックチェーンネットワークが利用されます。当社は、株式会社みずほ銀行を社債原簿管理人として、本社債の社債原簿に関する業務を委託しており、本社債の社債原簿の記録の管理等は、株式会社みずほ銀行において行われます。

売買等により本社債の権利者の変更が生じた場合には、上記の方法で社債原簿の記録が書き換えられた時点で、会社法上、当社及び第三者に対する対抗要件が具備されることになります。

上記のとおり、本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等であり、振替法の適用を受けず、証券保管振替機構が発行・流通・決済等に関する振替社債ではないことから、本社債の保有、譲渡や決済等に関して、振替社債に該当する一般的な円貨建て社債とは異なる以下のリスク・取扱上の留意点があります。

本社債の売買その他の取引にあたっては、ibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワークの存在を前提とする情報システムが用いられており、かつ、本社債はブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズム（ブロックチェーンネットワークにおける合意形成の方法）を用いて、権利の移転や権利の帰属に係る対抗要件である社債原簿の記録の管理が行われるため、サイバー攻撃により不正アクセスが行われた場合等には、本社債に係る情報が流出し、又は本社債に係る記録が改ざんされ若しくは消滅する可能性があります。その結果、本社債の実体法上の権利関係と社債原簿の記録に乖離が生じ、技術的な理由によりブロックチェーンネットワーク及びコンセンサス・アルゴリズムにおける本社債に係る記録や社債原簿の記録を改ざん等が発生する前の時点の記録に戻すことが困難となるおそれがあります。かかる場合には、実体法上の権利者に対する本社債の元利金の支払が行われなくなる、実体法上の権利者が本社債を譲渡することができなくなる、又は本社債の譲渡に係る社債原簿の記録ができなくなること等により、損害を被る可能性があります。また、流出した情報の不正利用等の事態が生じた場合には、当社の社会的な信用の失墜や損害賠償責任が発生するおそれがあります。

その他上記以外の原因により本社債の社債原簿の記録の管理に用いるブロックチェーンネットワーク若しくは社債原簿管理人が管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又は株式会社SBI証券のシステム障害等により、取引情報をibet for Finコンソーシアムが運営、管理するブロックチェーンネットワーク

に通常どおり連携できなくなった場合には、本社債の元利金の支払い、譲渡及び譲渡に係る社債原簿の記録等に大幅な遅延が生じ、又はこれらができなくなり、損害を被る可能性があります。

本社債の社債原簿の記録の管理に関する業務は株式会社みずほ銀行に委託しております。業務委託先が当社の期待どおりに業務を行うことができない場合、本社債の権利等の保有、移転や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。また、本社債の社債原簿の記録の管理のために用いられるibet for Finは、BOOSTRYが事務局を務めるibet for Finコンソーシアムによって運営及び管理され、また、ibet for Finにおいて本社債を表示する財産的価値（トークン）の記録及び移転を承認するノードは、現時点においてはBOOSTRYのみが保有します。そのため、BOOSTRYが管理するシステムや利用する通信回線に重大な障害が生じた場合又はその信用状況等が悪化し当社の期待どおりに業務を行うことができない場合等は、本社債の権利等の保有、移転や決済等に関して影響が生じることにより、損害を被る可能性があります。

さらに、本社債発行時の購入者は、上記「１ 特典の付与について」に定める条件に従って本特典の付与を受けることができるものの、本特典の特性に起因して、以下のリスクが存在します。

本社債権者が、本特典の付与日において、本特典である暗号資産の移転先として当社が指定する口座を保有していない場合、又は当該口座を保有しているとしても、当該口座が開設されている暗号資産交換業者の規約に違反するなどの理由により当該口座に本特典を移転することができない場合、本社債権者は、本特典の一部又は全部の付与を受けられない可能性があります。この場合であっても、本社債権者は、本社債に関して、当社から金銭補償や代替的な特典の付与を受けることはできません。

本特典は、SBI VCトレードにおける本社債権者の口座において管理されるため、SBI VCトレードに対するサイバー攻撃による不正アクセス等により流出し、取り戻すことができない可能性があります。この場合、本社債権者は、本社債の保有に伴い付与された本特典の全部又は一部を利用又は換金することができなくなり、損害を被る可能性があります。

なお、本社債に関するリスク・取扱上の注意点は、上記以外にも想定され得るものであり、上記に記載した事項が全てではありません。

4 本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限

本「４ 本社債の譲渡に係る手続及び譲渡に係る制限」に記載の手続等は、当初取扱金融商品取引業者である株式会社SBI証券に関するものです。本書の日付現在、保護預り契約を締結する当事者は当初取扱金融商品取引業者のみですが、今後、他の金融商品取引業者が追加される可能性があり、その場合、かかる他の金融商品取引業者については、かかる手続等が異なる可能性があります。以下同じです。

(1) 本社債の取引の方法

本社債は、STARTにおいて取り扱われることを予定しており、取引開始日より当初取扱金融商品取引業者による注文の取次ぎを通じてSTARTにおいてODXの定める売買方法によって取引を行うことができるほか、当初取扱金融商品取引業者が認める一定の場合には当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法によっても取引を行うことができます。なお、STARTにおける売買取引が可能な時間内においては、当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる方法による取引を行うことはできません。

(2) 本社債の管理等

本社債は、ibet for Finにおいて管理されます。

そのため、本社債権者となる者は、当初取扱金融商品取引業者と本社債に係る保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結する必要があり、本社債の譲渡に係る社債原簿の名義書換請求を、当該保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結した当初取扱金融商品取引業者に委託することとされています。したがって、本社債権者が本社債の譲渡に係る社債原簿の名義書換請求を行う場合には、当初取扱金融商品取引業者に対して申請を行い、当初取扱金融商品取引業者が社債原簿管理人に対してかかる請求を行います（なお、本書の日付現在、当該保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結した当初取扱金融商品取引業者以外との売買及び口座移管はできませんが、今後、他の金融商品取引業者が追加される可能性があり、その場合には当該取扱金融商品取引業者との売買及び口座移管ができるようになる可能性があります）。ただし、その場合、かかる他の金融商品取引業者については、かかる手続等が異なる可能性があります。）。

また、当該譲渡及び名義書換は、当初取扱金融商品取引業者による ibet for Finへの記録によって行われます。具体的な手続は、以下のとおりです。

当初取扱金融商品取引業者が直接の相手方となる店頭取引による譲渡

(イ) 本社債権者から当初取扱金融商品取引業者への譲渡

当初取扱金融商品取引業者は、本社債権者との間で本社債を本社債権者から譲り受ける旨の約定が成立し、当該譲渡に係る資金決済が完了した場合、社債原簿の名義書換請求として、当該本社債の受渡日の午後4時までに、()決済が完了した本社債の情報並びに()決済が完了した本社債の数量（個数）等、受渡日及び移転区分を記載した移転情報（本社債の移転に係る情報を ibet for Finに記録するために必要な情報の一式をいい、以下「移転情報」と総称します。）を作成し、ibet for Finへの登録を行います。なお、当該譲渡が社債原簿に記録されない限り譲渡の効力を生じないものとします。

(ロ) 当初取扱金融商品取引業者から投資家への譲渡

当初取扱金融商品取引業者は、ibet for Finに情報が登録されていない投資家（以下「新規投資家」といいます。）が本社債の取得申込を行う場合、本社債の取得申込を行う当該新規投資家の属性等の確認をした上で、当初取扱金融商品取引業者と当該新規投資家との間の本社債の譲渡についての約定の成立時まで又はこれと同時に当該新規投資家との間で保護預り契約及び電子記録移転有価証券表示権利等取引管理約款を締結します。当初取扱金融商品取引業者は、新規投資家との間で本社債の譲渡に関する約定が成立した場合、当該約定が成立した新規投資家の投資家情報を当該新規投資家の保有する本社債に係るST（ibet for Finネットワーク内のブロックチェーン上で管理される、本社債に対応するセキュリティ・トークンをいいます。）を管理するための秘密鍵を生成します。当初取扱金融商品取引業者は、ibet for Fin上で、本社債に対して、当該新規投資家の名義登録を行います。当初取扱金融商品取引業者は、新規投資家に対して本社債を譲り渡す旨の約定が成立し、当該譲渡に係る資金決済が完了した場合、社債原簿の名義書換請求として、当該本社債の受渡日の午後4時までに、()決済が完了した登録投資家の情報並びに()決済が完了した本社債の数量（個数）、受渡日及び移転区分を記載した移転情報を作成し、ibet for Finへの登録を行います。なお、当該譲渡が社債原簿に記録されない限り譲渡の効力を生じないものとします。

STARTにおける譲渡

当初取扱金融商品取引業者は、STARTにおいて本社債権者と第三者の間で本社債の譲渡についての約定が成立した場合、当該本社債の受渡日に ibet for Finに当該移転情報を登録します。当該移転情報の登録は、受渡日の午後4時までに実施します。また、当該譲渡が社債原簿に記録されない限り譲渡の効力を生じないものとします。なお、本社債のSTARTにおける売買取引に関しては次の点に留意が必要です。

- ・売買取引の成否は、STARTにおける売買注文の状況によりますので、約定が保証されているものではありません。
- ・STARTの売買取引は、ODXが定める売買方法により1日2回（午前11時30分及び午後3時）の執行となります。
- ・利払日又は償還期日の7銀行営業日前の日（利払日又は償還期日が銀行休業日にあたるときは、その8銀行営業日前の日とします。）から当該利払日又は償還期日までの期間において、STARTにおける売買取引が停止されます。その他に投資者保護等の観点からODXの判断により一時的にSTARTにおける売買取引が停止となることがあります。
- ・STARTにおける取扱いが廃止された場合には、取扱廃止日の翌営業日以降はSTARTへの取次ぎを通じた売買取引は行えません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の表紙に本社債の愛称「SBI START債」を記載します。

本社債は、電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。本社債に係る財産的価値の記録及び移転のために用いる技術（以下「デジタル社債基盤技術」といいます。）、本社債の募集、本社債の取得及び譲渡並びに本社債の社債原簿の記録の管理のために用いるプラットフォーム（以下「デジタル社債プラットフォーム」といいます。）、デジタル社債基盤技術を提供する者（以下「デジタル社債基盤技術提供者」といいます。）、デジタル社債プラットフォームを提供する者（以下「デジタル社債プラットフォーム提供者」といいます。）並びに管理報酬等及びその他の手数料等については以下のとおりです。

1 デジタル社債基盤技術及びデジタル社債プラットフォーム

（1）デジタル社債基盤技術の名称、内容及び選定理由

本社債の募集、取得及び譲渡を、BOOSTRYが開発する分散型台帳技術を用いたコンピュータシステムであるibet for Finにて管理し、本社債に係る財産的価値の記録及び移転がibet for Finへの記録によって行われます。当該記録に連動するシステム上の帳簿は、ibet for Finにおいて登録される社債権者等に係る情報とともに、本社債の社債原簿を構成します。ibet for Finの構成技術としては、「コンソーシアム型」のデジタル社債基盤技術を採用し、具体的なデジタル社債基盤技術において利用されるブロックチェーン（以下「デジタル社債基盤技術基盤」といいます。）としてGoQuorumを採用しています。各技術の選定理由は以下のとおりです。

「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術の内容及び選定理由

一般に、デジタル社債基盤技術はその特性に応じて大きく3種類のものに大別されます。

1つ目は「パブリック型」と呼ばれる誰でもノード（ネットワークに参加する者又は参加するコンピュータ等の端末のことをいいます。以下同じです。）としてのネットワーク参加が可能なデジタル社債基盤技術です。

「パブリック型」のデジタル社債基盤技術において利用されるブロックチェーンとして、BitcoinやEthereumのブロックチェーンが挙げられます。2つ目は「プライベート型」と呼ばれる特定の1社が提供するデジタル社債基盤技術です。「プライベート型」は特定の1社が提供するシステムでデータや権限が複数企業に分散している「パブリック型」や「コンソーシアム型」とは異なる仕組みです。3つ目は「コンソーシアム型」と呼ばれる、許可された複数の参加者がノードとしてネットワーク運用を行うデジタル社債基盤技術です。

セキュリティ・トークン（デジタル社債）を扱うデジタル社債基盤技術としては、顧客資産の流出を未然に防止するため、セキュリティ確保の蓋然性が高いものを選択することが重要であり、「コンソーシアム型」の持つ以下の特性により、セキュリティリスクを極小化する観点から、より望ましい技術として当社は評価しています。

（イ）ネットワークにアクセス可能な者が限定的

「パブリック型」では不特定多数の主体がネットワークにアクセスすることが可能ですが、「コンソーシアム型」ではアクセス範囲の限定が可能です。

（ロ）トランザクションを作成しうるノードの限定・選択が可能

「パブリック型」では誰でもブロックチェーンに取り込まれるデータ（ブロックチェーン上の記録）を作成することができるため、不特定の者がネットワーク上でトランザクション（財産的価値の移転についての記録をいいます。以下同じです。）を作成することが可能ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成することができるノードとして参加するためにはネットワーク運営者の許可が必要なため、データの作成者が限定され、また特定の者を選択することも可能です。

（ハ）トランザクション作成者の特定が可能

「パブリック型」では不特定多数の者がネットワーク上でトランザクションを作成することが可能であり、また、それらの者の氏名・住所等の本人情報とデジタル社債基盤技術上で公開されているアドレスとが紐づけられていないため、特定のトランザクションを誰が作成したかを特定することは困難ですが、「コンソーシアム型」ではブロックチェーンに取り込まれるデータを作成できるノードの保有者は特定されているため、誰がいつ書き込んだかを全て追跡することが可能です。

（ニ）障害耐性

「プライベート型」では特定の1社がデジタル社債基盤技術を提供することとなるため、当該提供者において障害が生じた場合にはネットワーク全体が正常に稼働できないこととなる可能性があります。また、「コンソーシアム型」においては複数の分散されたノードで運営することで、一部のノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常な稼働の継続を図ることが可能です。

デジタル社債基盤技術基盤GoQuorumの内容及び選定理由

GoQuorumは、2016年にJ.P.Morgan Chase & Co.によってEthereumをベースとして金融分野におけるエンタープライズ用途で開発されたブロックチェーンプロトコルです。GoQuorumの有する以下の特徴から、「コンソーシアム型」デジタル社債基盤技術基盤の中でもより望ましいものとして当社は評価しています。

（イ）高い障害耐性とファイナリティ

ibet for Finは、「コンソーシアム型」を採用しているため、一部のノードがシステム障害等で停止したとしても、ネットワーク全体としては正常な稼働の継続を図ることが可能であることに加えて、GoQuorumが対応するコンセンサス・アルゴリズムのうち、ビザンチン耐性、すなわち障害や悪意等で異常な振る舞いをする一部のノードが存在したとしてもブロックチェーン全体としては正常に作動することが可能となる特徴を有する「Quorum BFT」を採用していることから、高い障害耐性があるといえます。また、ブロックチェーン上での取引データはファイナリティ（決済完了性）を有しており、後から取引が覆るリスクやブロックの改竄に対する耐性も高いものとなります。

（ロ）Ethereumとの互換性

GoQuorumは、「パブリック型」ブロックチェーンのEthereumをベースに開発されており、Ethereumとの一定の互換性を有しております。そのため、分散型金融の基盤となっているEthereumのソースコードや周辺ツール群の利用が可能で、高い拡張性を有しております。

（2）デジタル社債プラットフォームの名称、内容及び選定理由

セキュリティ・トークン（デジタル社債）の取引を支える仕組みとして、投資家の権利が保全され、譲渡に際しても安定的に権利を移転でき、かつそれらの処理を効率的に実現できるプラットフォームを選択することが重要です。

本社債の取得及び譲渡は、BOOSTRYが開発を主導するセキュリティ・トークン（デジタル社債）の発行及び管理プラットフォームであるibet for Finを利用して行います。本社債の募集は、本社債の引受けを行う株式会社SBI証券が管理する既存のコンピュータシステムを通じて行い、ibet for Finと連携します。投資家は本社債の取得に際して、株式会社SBI証券経由でのみ申し込みを行います。投資家は直接ibet for Finにアクセスすることはなく、投資家のibet for Finにおけるアカウント・秘密鍵は株式会社SBI証券が管理し、株式会社SBI証券を経由して取引データが記録・更新されます。

ibet for Finはセキュリティ・トークン（デジタル社債）を扱うためのスマートコントラクト（ブロックチェーン上のトークンの移転を一定の条件に従って自動的に執行するためのプログラム）やネットワーク運営が整っており、社債や証券化商品等の様々な有価証券を発行・管理できる仕組みとなっています。また、国内の金融機関等で組織されたコンソーシアムがネットワークを共同運営しており、その運営についても安定しています。社債発行において実務上適切に権利者を管理できるITサービスが提供されており、公募の社債型セキュリティ・トークン（デジタル社債）の取扱い実績もあることから適切なプラットフォームといえます。

2 デジタル社債基盤技術提供者及びデジタル社債プラットフォーム提供者

株式会社BOOSTRY

ibet for Finは、BOOSTRYが開発を主導しています。BOOSTRYはibet for Finコンソーシアムにおける事務局として、コンソーシアム規約に則り、ノードの運営・ブロックの承認・ネットワークの維持等を担っております。

3 管理報酬等及びその他の手数料等

該当事項はありません。

4 電子記録移転有価証券表示権利等に関するリスク

「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 リスク及び留意事項について」をご参照ください。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第27期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日） 2025年6月26日 関東財務局長に提出

2【半期報告書】

事業年度 第28期中（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） 2025年11月14日 関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年7月1日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年11月21日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を2025年12月9日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2025年12月17日に関東財務局長に提出

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記4の臨時報告書の訂正報告書）を2025年12月19日に関東財務局長に提出

8【訂正報告書】

訂正報告書（上記5の臨時報告書の訂正報告書）を2026年1月26日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）までの間において、株式会社SBI新生銀行が2025年7月31日付で公的資金を全額返済したことに伴い、「10）株式会社SBI新生銀行に対する政府の影響力について」は消滅しております。変更箇所は_____ 野で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は上記消滅した事項を除き、本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

「事業等のリスク」

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある主な事項を以下に記載しております。当該事項が顕在化する可能性の程度や時期、当該事項が顕在化した場合に当企業グループの経営成績等の状況に与える影響につきましては、合理的に予見することが困難であるものについては記載しておりません。他方、当企業グループは、これらの潜在的なリスクを認識した上で、かかるリスクの回避並びに顕在化した場合の低減に向けて当社及び当企業グループ各社にリスク管理担当役員を任命し、当企業グループのリスクを洗い出すとともにリスク対応策を策定し、リスクの低減に努めております。また、リスク管理態勢が機能しているか内部監査部門による監査を実施する等の様々な施策を講じており、引き続き適切な対応に努めてまいります。

なお、本項には将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本発行登録追補書類提出日（2026年3月10日）現在において判断したものであります。

事業全般のリスクについて

1）複数事業領域への事業展開に伴うリスク

当企業グループは金融分野及び非金融分野の多岐にわたる業種の企業で構成されております。また、当企業グループには複数の上場会社が存在しております。このような多様性により、当企業グループは単一の領域で事業を展開している企業には見られないような課題に直面しております。具体的には以下の3点があげられます。

- ・ 様々な分野の業界動向、市場動向及び法的規制等が存在します。したがって当企業グループは様々な事業環境における変化をモニタリングし、それによって影響を受ける事業のニーズに合う適切な戦略を持って対応できるよう、リソースを配分する必要があります。
- ・ 当企業グループの構成企業は多数あることから、事業目的達成のためには説明責任に重点を置き、財政面での規律を課し、経営者に価値創造のためのインセンティブを与えるといった効果的な経営システムが必要です。さらに多様な業種の企業買収を続けている当企業グループの事業運営はより複雑なものとなっており、こうした経営システムを実行することはより困難になる可能性があります。
- ・ 多業種にまたがる複数の構成企業がそれぞれの株主の利益になると判断し共同で事業を行うことがあります。こうした事業において、期待されるようなシナジー効果が発揮されない可能性があります。

2）当企業グループの構成企業における議決権の所有割合又は出資比率が希薄化される可能性があります

構成企業は株式公開を行う可能性があり、その場合、当該会社に対する当企業グループの議決権の所有割合は希薄化されます。さらに、構成企業は成長戦略の実現その他の経営上の目的のために資本の増強を必要とする場合があります。この資金需要を満たすため、構成企業は新株の発行やその他の持分証券の募集を行う可能性があります。当企業グループはこのような構成企業の新株等の募集に応じないという選択をする、又は応じることができない可能性があります。当該会社に対する現在の出資比率を維持するだけの追加株式の買付けを行わない場合、当企業グループの当該会社に対する出資比率は低下することになります。

構成企業に対する出資比率の低下により、当該企業から当企業グループへの利益の配分が減少することになった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、出資比率が大きく低下した場合、当企業グループの当該企業の株主総会における議決権の所有割合が低下し、当該企業に対する支配力及び影響力が低下する可能性があります。

3) インターネットビジネスに関するリスク

当企業グループの事業は主にインターネット利用等の非対面チャネルでのサービスを提供しており、正確で有益なサービス、コンテンツの提供、安心、安全な利用環境の提供に取り組んでおりますが、システム障害によるサービスの遅延又は中断、不正アクセスによる保有資産の毀損、個人情報の漏洩等の情報システム及びセキュリティに関するリスクが顕在化した場合には、個別企業の商品及びサービスにおける顧客離れや損害賠償責任等が生じることに加え、グループ全体の評判の低下につながることで、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、インターネットとその関連技術に精通し続けることが当企業グループの成長には不可欠であります。インターネット関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場や異業種からの金融事業への参入により業界の競争環境は変化します。当企業グループはFinTech分野の新技術を活用した新サービスの開発や新たな金融ビジネスの創造を推進しておりますが、新技術や新規参入者への対応が遅れた場合、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適応化し、業界内での競争力低下を招く可能性があります。もし今後の環境変化への対応が遅れた場合は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、重要な技術変革に対応するために新たな社内体制の構築及びシステム開発等の費用負担が発生する場合があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) システムに関するリスク

当企業グループのシステム（業務委託先等の第三者のシステムを含みます。）は、事業を行う上で非常に重要な要素の一つであり、適切な設計やテストの実施等によりシステム障害等を未然に防止し、セキュリティ面に配慮したシステムの導入に努めていますが、システム障害やサイバー攻撃、不正アクセス、コンピュータウイルス感染、人為的ミス、機器の故障、通信事業者等の第三者の役務提供の瑕疵、新技術、新たなシステムや手段への不十分な対応等を完全には防止できない可能性があります。また、全てのビジネス要件や規制強化の高まりからくる規制要件に対応するシステムの機能強化への要請を十分に満たせない可能性や、市場や規制の要請に応えるために必要なシステム構築や更新がその作業自体の複雑性等から計画どおりに完了しない可能性があります。その場合、情報通信システムの不具合や不備が生じ、取引処理の誤りや遅延等の障害、情報の流出等が生じ、業務の停止及びそれに伴う損害賠償の負担その他の損失が発生する可能性、当企業グループの信頼が損なわれ又は評判が低下する可能性、行政処分の対象となる可能性、並びにこれらの事象に対応するための費用負担等が発生する可能性があります。

5) 当企業グループにおける合併契約の締結、提携の相手先企業に対する法的規制若しくは財務の安定性における変化、又は双方の経営文化若しくは経営戦略における変化

当企業グループは国内外の複数の企業と合併事業を運営又は提携を行っております。これらの事業の成功は相手先企業の財務及び法的安定性に左右されることがあります。合併事業を共同で運営する相手先企業に当企業グループが投資を行った後に、相手先企業のいずれかの財政状態が何らかの理由で悪化した場合又は相手先企業の事業に関わる法制度の変更が原因で事業の安定性が損なわれた場合、当企業グループは合併事業若しくは提携を想定どおりに遂行できない、追加資本投資を行う必要に迫られる、又は事業の停止を余儀なくされる可能性があります。同様に、当企業グループと相手先企業との間の経営文化や事業戦略上の重大な相違が明らかになり、合併又は提携契約の締結を決定した時点における前提に大幅な変更が生じる可能性があります。合併事業や提携事業が期待した業績を達成できなかった場合、又は提携に関して予め想定しなかった事象が生じた場合、これらの合併事業又は提携事業の継続が困難となる可能性があります。合併事業又は提携事業が順調に進まなかった場合には、当企業グループの評判の低下や、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) ブランド及び風評に関するリスク

当企業グループの業容拡大や知名度向上に伴い、グループ内の「SBI」ブランドを冠した一企業に対する評価がグループ全体の評価となり得る状況にあります。このため、当社は「SBI」ブランドの管理を徹底し、グループ各企業におけるブランドの適切な使用とブランド価値の維持向上に向けた取り組みを推進しておりますが、一企業の商品やサービス、顧客対応に対する信頼の毀損やインサイダー取引を含むコンプライアンス違反の他不祥事等がグループ全体のブランドに影響した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当企業グループの事業分野は安心、安定と顧客の信頼が最も重要とされる業界であることから、当企業グループは顧客又は投資家からの低評価や風評リスクの影響を受けやすい状況にあります。当企業グループ又は当企業グループのファンド、商品、サービス、役職員、合併事業のパートナー及び提携企業に関連して、その正誤にかかわらず不利な報道がなされた場合、又は本項に記載されたリスク要因のいずれかが顕在化した場合、顧客及び顧客からの受託のいずれか一方又は両方の減少につながる可能性があります。当企業グループの事業運営は役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業に依存しております。役職員、合併事業のパートナー企業及び提携企業によるいかなる行為、不正、不作為、不履行、及び違反も相互に関連し合うことで、当企業グループに関する不利な報道につながる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループの商号や代表取締役等を騙った詐欺又は詐欺的行為が発生しており、当企業グループに非がないにもかかわらず、風評被害を受ける可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) 事業再編と業容拡大に係るリスク

当企業グループは「Strategic Business Innovator＝戦略的事業の革新者」として、常に自己進化（「セルフエволюーション」）を続けていくことを基本方針の一つとしております。

今後もグループ内の事業再編に加えて、当企業グループが展開するコアビジネスとのシナジー効果が期待できる事業のM&A（企業の合併及び買収）を含む積極的な業容拡大を進めてまいります。これらの事業再編や業容拡大等がもたらす影響について、当企業グループが予め想定しなかった結果が生じる可能性も否定できず、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループは適切な投資機会、提携企業、又は買収先企業を見つけることができない可能性があるほか、これらについて適切に見つけることができた場合でも、商取引上許容し得る条件を満たさない、又は取引を完了することができない可能性があります。企業買収に関しては、内部運営、流通網、取扱商品、又は人材等の面で買収先企業及び事業を現存の事業に統合することが困難である可能性があり、こうした企業買収によって期待される成果が得られない可能性があります。買収先企業の利益率が低く、効率性向上のためには大幅な組織の再編を必要とする可能性や、買収先企業のキーパーソンが提携に協力しない可能性があります。買収先企業の経営陣の関心の分散、コストの増加、予期せぬ事象や状況、賠償責任、買収先企業の事業の失敗、投資価値の下落、及びのれんを含む無形資産の減損といった数多くのリスクを有し、それらの一部又は全部が当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。企業買収や投資を行う際に、当企業グループが関連する監督官庁と日本国又は当該国政府のいずれか一方又は双方から予め承認を得る必要がある場合、必要な時期に承認を得られない、又は全く得られない可能性があります。また、海外企業の買収によって当企業グループには為替リスク、買収先企業の事業に適用される現地規制に係るリスク、及びカントリーリスクが生じます。これらリスクが顕在化した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 新規事業への参入に係るリスク

当企業グループは「新産業クリエーターを目指す」という経営理念のもと、21世紀の中核的産業の創造及び育成を積極的に展開しております。かかる新規事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当企業グループが新たに提供する商品又はサービスが既存の法令や会計基準では想定されていない場合、その適用の有無や解釈の確認のために迅速な事業展開が制限され、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、法令その他の理由により参入が遅れる場合や、必要な許認可等が取得できない可能性があります。また、新規事業において新たな法令の対象となる、又は監督官庁の指導下に置かれる可能性があります。これら適用される法令、指導等に関して何らかの理由によりこれらに抵触し、行政処分又は法的措置等を受けた場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたします。結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

9) 投融資に係る損失計上及び市況変動に伴う収益悪化リスク

当企業グループは、関連会社への投資を含む多額の投資有価証券を保有しております。そのため、株式市場及び債券市場の状況（例えば、クレジット市況の悪化、金利急上昇等）によって、かかる投資有価証券の評価損計上等による損失が生じる場合があります。また、当企業グループは、事業会社等へ融資も行うことがあり、今後発生し得る様々な要因により、これら融資先企業の業績等が悪化することで貸倒損失が発生する、あるいは信用損失引当金の追加計上等が必要になる場合があります。加えて、不動産市場の状況によって、関連する債権にかかる信用損失引当金の追加計上や損失が生じる場合があります。さらに、調達コスト上昇を価格に転嫁できないことや市況により商品又はサービスの需給が減少することで、営業収益が減少する等のリスクが生じます。このような場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

10) 訴訟リスク

当企業グループには各事業分野において、事業運営に関する訴訟リスクが継続的に存在します。訴訟本来の性質を考慮すると係争中又は将来の訴訟の結果は予測不可能であり、係争中又は将来の訴訟のいずれかひとつでも不利な結果に終わった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

11) リスク管理及び内部統制に係るリスク

当企業グループは、グループ会社に証券会社、銀行、保険会社など複数の金融機関を持ち、国内外において多岐にわたって金融事業を展開しております。そのため、リスク管理態勢やコンプライアンス態勢の更なる強化を図り、グループの財務の健全性及び業務の適切性を確保するとともに、リスク管理及び内部統制のシステム及び実施手順を整備しております。

これらのシステムには、経営幹部や職員による常時の監視や維持、又は継続的な改善を必要とする領域があります。かかるシステムの維持を効果的かつ適切に行おうとする努力が十分でない場合、当企業グループは監督官庁から行政処分や制裁、処罰の対象となる可能性があり、結果として当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、経営成績及び財政状態や評判に影響を与える可能性があります。

当企業グループの内部統制システムは、いかに緻密に整備されていたとしても、その本来の性質により判断の誤りや過失による限界を有しております。したがって、当企業グループのリスク管理及び内部統制のためのシステムは、当企業グループの努力にかかわらず、効果的かつ適切である保証はありません。また、内部統制に係る問題への対処に失敗した場合、当企業グループ及び従業員が捜査、懲戒処分、さらには起訴の対象となる可能性、当企業グループのリスク管理システムに混乱をきたす可能性、又は当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

12) 利益相反

お客様の利益を不当に害されることがないように、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するために利益相反管理方針を作成しております。また適切な管理のために社内研修等の実施を含めて適切な利益相反管理に必要な体制を整備し、定期的な検証に努めております。利益相反を特定し適切に対処することができない場合、罰則や行政処分の対象となるほか、顧客の信頼を失うレピュテーションの毀損等により、当企業グループのビジネスに悪影響が生じ、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

13) 資金の流動性に係るリスク

当企業グループは、事業資金を資本市場におけるエクイティファイナンスのほか、金融機関からの借入や社債の発行等により調達しております。世界経済の危機による金融市場の悪化と、それに伴う金融機関の貸出圧縮を含む世界信用市場の悪化により、有利な条件で資金調達を行うことが難しい、あるいは全くできない状況に直面する可能性があります。また、各国中央銀行の金融政策、金融市場の動向等により金利が上昇した場合、若しくは当企業グループの信用格付が引下げられた場合には、当企業グループの資金調達が制約されるとともに、調達コストが増大する可能性があります。これらの場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

14) デリバティブに係るリスク

当企業グループは、顧客に対する運用・調達および市場リスクヘッジ手段の提供や、投資ポートフォリオの価格変動リスクを軽減し、金利及び為替リスクに対処するため、デリバティブ商品を活用しております。しかし、こうしたデリバティブを通じたリスク管理が機能しない可能性があります。また、当企業グループとのデリバティブ契約の取引内容を契約相手が履行できない可能性があります。その他、当企業グループの信用格付が低下した場合、デリバティブ取引を行う能力や取引条件に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは、その一部で行うデリバティブ商品を含む取引活動によって損失を被り、結果として当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

15) 子会社及び関連会社からの配当金依存リスク

当社は、債務返済を含む支払義務履行のための資金の一部を、子会社やその他の提携先企業、投資先企業等からの配当金、及び分配等に依存しております。契約上の制限を含む規則等の法的規制により、当企業グループと子会社及び関連会社との間の資金の移動が制限される可能性があります。かかる子会社及び関連会社のなかには、取締役会の権限により当該会社から当企業グループへの資金の移動を禁ずる、又は減ずることが可能であり、特定の状況下ではそうした資金の移動全ての禁止が可能となるような法令の対象となっているものがあります。これらの法令によって当企業グループが支払義務を果たすための資金調達が困難になる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

16) キーパーソンへの依存

当企業グループの経営は、当社代表取締役である北尾吉孝とその他のキーパーソンのリーダーシップに依存しており、現在の経営陣が継続して当企業グループの事業を運営できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。キーパーソンの喪失に対処するために経営陣が採用する是正措置が直ちには、あるいは効果を現さない可能性があります。

17) 商標権等の様々な知的財産権に係るリスク

当企業グループが行う事業には、商標権、特許権、著作権等の様々な知的財産権、特に「SBI」の商標が関係しております。当企業グループが所有し事業において利用するこれらの知的財産権の保護が不十分な場合や、第三者が有する知的財産権の適切な利用許諾を得られない場合には、技術開発やサービスの提供が困難となる可能性があります。また、当企業グループが第三者の知的財産権を侵害したとする訴訟の対象となる可能性があります。特に特許権関連の知的財産権については関連コストが増加する可能性があり、その場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

18) 法令及び会計基準の施行又は改正に係るリスク

法令の施行又は改正がなされた場合、当企業グループの事業の運営方法、国内外で提供している商品及びサービスにも影響を与える可能性があります。かかる法令の施行又は改正は予測不可能な場合があり、結果として、当企業グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、会計基準の施行又は改正がなされた場合、当企業グループの事業が基本的に変わらない場合であっても、当企業グループが経営成績及び財政状態を記録する方法に重要な影響を与える可能性があり、結果として当企業グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

19) 繰延税金資産に関するリスク

財務諸表と税務上の資産負債との間に生じる一時的な差異にかかる税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率を使用して繰延税金資産を計上しております。

このため税制改正等により法定実効税率が変動した場合には繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

評価性引当額は、将来税務上減算される一時差異及び繰越欠損金などについて計上した繰延税金資産のうち、実現が不確実であると考えられる部分に対して設定しております。繰越欠損金については、回収可能な金額を限度として繰延税金資産を計上することが認められており、当企業グループにおける繰延税金資産も回収可能性を前提に計上しております。

将来の税金の回収予想額は、当企業グループ各社の将来の課税所得の見込み額に基づき算出されます。評価性引当額差引後の繰延税金資産の実現については、十分な可能性があると考えておりますが、将来の課税所得の見込み額の変化により、評価性引当額が変動する場合があります。この場合、繰延税金資産計上額が減少又は増加し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

20) 保険による補償範囲に係るリスク

事業リスクの管理のため、当企業グループは保険をかける場合があります。しかし、こうした保険契約に基づいて全ての損失について、全額が必要な時期に補償されるという保証はありません。加えて、地震、台風、洪水、戦争、及び動乱等による損失等、保険をかけることが一般的に不可能な種類の損失もあります。構成企業のうちいずれか1社でも保険で補償されない、又は補償範囲を超える損失を被った場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

21) 天災又は悪天候、テロ攻撃や地域紛争、戦争、感染症の発生・蔓延等により重大な損失を被る可能性について

当企業グループの資産の相当部分は、日本国内にあり、当社純資産の相当部分は日本国内における事業から生じております。当企業グループの海外事業には、同様のあるいは他の災害リスクがあります。日本国内あるいは海外において、当企業グループの事業ネットワークに影響する大きな災害、暴動、テロによる攻撃あるいは他の災害はもとより、感染症の発生・蔓延等は、当社の資産に物理的被害を与えないとしても、当社の事業を混乱させる可能性があります。また、当企業グループが投資や事業展開を行う地域や国において紛争若しくは戦争等が発生する場合があります。当企業グループや投資先企業等の資産に被害が生じる可能性があります。これら災害等の影響を受けた地域や国における重大な経済の悪化を引き起こした結果、当企業グループの事業、経営成績及び財政状態に支障あるいは影響を与える可能性があります。

22) 海外における投資、事業展開、資金調達、及び法規制等に伴うリスク

当企業グループは、海外における投資や事業展開を積極的に進めております。これら投資や事業展開においては、為替リスクだけではなく、現地における法規制を含む諸制度、取引慣行、経済事情、企業文化、消費者動向等が日本国内におけるものと異なることにより、日本国内における投資や事業展開では発生することのない費用の増加や損失計上を伴うリスクがあります。海外における投資や事業展開にあたっては、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で対策を実行しておりますが、投資時点や事業展開開始時点で想定されなかった事象が起こる可能性があります。また、当企業グループが投資や事業展開を行う国が経済制裁対象国となる場合があり、これに関連する取引が存在すること等により、当企業グループが法規制等の影響や風評の悪化等の影響を受ける可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当社の株主構成における、外国人株主の保有状況によっては、当社の意図とは関係なく結果的に海外における資金調達を行っているということとなる可能性もあり、その結果、外国の法規制、特に投資家保護のための法規制の影響を受け、その対応のための費用増加や事業における制約等を受ける可能性があります。また、今後は為替リスク回避等を目的として、海外における金融機関からの借入や社債の発行等による資金調達が増加する可能性もあります。これら海外における資金調達を行う場合には、これに伴うリスクを十分に調査や検証した上で実行しておりますが、資金調達時点で想定されなかった事象が起こる可能性もあります。これらの結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

さらに、米国や英国による腐敗行為防止のための諸法令、各国当局等による経済制裁関連規制、EUによる一般データ保護規制等のように、当企業グループの海外拠点等所在地における法規制等で、その適用が日本国内を含む他の国における当企業グループ拠点にも及び可能性のあるものがあります。これら法規制等については事前に十分な調査や検証を行いこれら法規制に抵触しないように対応しておりますが、現時点で想定できない事象が生じた場合や対応が不十分であった場合、これら法規制に抵触する可能性もあります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

23) 反社会的勢力や金融犯罪グループとの取引及びマネー・ローンダリング等に関するリスク

当企業グループは、反社会的勢力との関係が疑われる者との取引を排除すべく、新規の取引に先立ち、反社会的勢力との関係に関する情報の有無の確認や反社会的勢力ではないことの表明及び確約書の締結をするなど、反社会的勢力とのあらゆる取引を排除すべく必要な手続きを行っています。また、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関しても、当企業グループの商品及びサービスがこれらの不正な取引に利用されないための対策を講じています。しかしながら、当企業グループの厳格なチェックにもかかわらず、反社会的勢力や金融犯罪グループとの取引やマネー・ローンダリング等を排除できない可能性があります。このような問題が認められた場合、対策費用の増大、監督官庁等による処分・命令、社会的な評判の低下等により、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

24) サイバーセキュリティに関するリスク

国内外にわたり、事業展開をしている当企業グループでは、深刻化するサイバーセキュリティに対する脅威から顧客及び当企業グループの情報及び資産を保護するため、当企業グループ各社に情報セキュリティ管理責任者を設置しています。これら責任者に対し、当社のグループ情報セキュリティ管理責任者による統括の下、グループCSIRTが支援し、当企業グループ全体の情報セキュリティを確保する体制を整備しています。この当企業グループ横断的な協力体制の下、JIS Q 15001に示される個人情報保護の標準、及びISO/IEC 27001に示される情報の安全管理措置等を参照し、組織管理、技術的対応、人的対応及び外部連携による、情報セキュリティ対策を推進して、継続的に改善を行っています。しかしながら、新たに人的、システムの脆弱性の顕在化や、外部委託先を含むサードパーティーのセキュリティ対策が不十分な事から、サイバー攻撃又は情報セキュリティ事故が発生した場合、個人情報及び機密情報等の毀損、漏洩の被害が生じるおそれがあります。当該被害の結果、当企業グループの信用低下、被害者からの損害賠償請求、及び監督官庁による行政処分を受ける可能性により、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

25) 情報紛失・情報漏洩に係るリスク

当企業グループは、国内外の法規制に基づき、顧客情報や個人情報を適切に取り扱うことが求められております。当企業グループでは、顧客情報や個人情報を多く保有しており、情報の保管・取扱いに関する規程類の整備、システム整備を実施し、管理態勢高度化に取り組んでおりますが、不適切な管理、外部からのサイバー攻撃その他の不正なアクセス、若しくはコンピュータウイルスへの感染等により、顧客情報や個人情報等の紛失・漏洩を完全には防止できない可能性があります。その場合、罰則や行政処分の対象となるほか、顧客に対する損害賠償等、直接的な損失が発生する可能性があります。加えて、顧客の信頼を失う等により当企業グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性、並びにこれらの事象に対応するための追加費用等が発生する可能性があります。

26) ESGへの取り組みに関するリスク

気候変動や資源問題に代表される環境課題のほか、人権や経済的不平等、食料問題といった社会課題の顕在化を背景に、ESG（環境：Environment、社会：Social、企業統治：Governance）を意識した経営に対する社会の注目や関心が高まる中、当企業グループでは、社会課題の解決による持続可能な社会の実現と、持続的な企業価値向上の両立を図ることが重要であるとの認識のもと、グループの経営戦略の一環としてサステナビリティ施策を議論・決定・管理するサステナビリティ委員会を設置し、その事務局であるサステナビリティ推進室を通じて各施策をグループ全体に展開・推進しています。

当企業グループはこのように、気候変動を含む環境・社会課題解決に向けた取り組みを適切に管理する体制を整え、施策の更なる実効性を確保していく方針ですが、当企業グループの経営体制や事業活動においてESGへの取り組みが不十分であるとステークホルダーに判断された場合、当企業グループに対する評価が低下し、資金調達や人材採用等に影響を及ぼす可能性があります。また、当企業グループの投融資先におけるESGへの対応が不十分である場合、投融資先の企業価値低下や信用状態の悪化により、当企業グループの経営成績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

金融分野におけるリスク

<金融サービス事業に係るリスク>

・証券関連事業に係るリスク

1) 証券関連事業に影響を与える事業環境の変化による影響

証券関連事業における収益は、株価や株式市場の取引高及び、売買高等の動向に強い影響を受けます。株式市場の取引高及び売買高は企業収益、為替動向、金利、国際情勢、世界主要市場の変動、又は投資家の心理等の様々な要因の影響を受け、株価が下がると一般的には取引高が縮小する傾向があります。今後、株式市場が活況を続ける保証はなく、株価の下落とともに取引高が減少した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 信用リスク

株式の信用取引は、証券関連事業における主な収益源の一つですが、同取引においては顧客への信用供与を行っており、顧客が信用取引で損失を被る、あるいは代用有価証券の担保価値が下落する等した場合に、顧客が預託する担保価値が十分でなくなる可能性があります。また、信用取引にかかる証券金融会社からの借入のために差入れた有価証券等の担保価値も変動するため、証券市況の変化に伴い、担保価値が下落した場合、追加の担保の差入れを求められることがあり、そのために必要な資金は独自に確保する必要があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当企業グループは、顧客から借入れた株式を他のブローカー・ディーラーに貸付ける場合があります。株式の時価が急激に変化し、株式の貸付先が決済不履行した場合、当企業グループは、損失を被る場合があります。株式市場における変動は、貸株取引を行っている当事者が決済不履行となるリスクをもたらす場合があります。また、当企業グループが貸株業務における顧客基盤を拡充することができず、株式の貸付先である他の証券会社と良好な関係を維持できない場合、当企業グループの評判、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、店頭外国為替証拠金取引は、定められた額の証拠金を担保として預託して行う取引であります。そのため、顧客は証拠金の額に比して多額の利益を得ることもありますが、逆に預託した証拠金以上の多額の損失を被ることがあります。外国為替市況の変動に伴い、預託されている証拠金を超える損失が発生した場合において、その総額又は発生件数によっては、無担保未収入金の増加により貸倒損失が発生する、あるいは信用損失引当金の追加計上が必要になる等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 為替変動及びカウンターパーティリスク

当企業グループは、顧客に対する当企業グループのポジションの為替変動等をヘッジするために行う店頭外国為替証拠金取引において、カウンターパーティリスクに直面する場合があります。当該カウンターパーティがシステム障害や業務又は財務状況の悪化等の不測の事態に陥った場合には、顧客に対するポジションのリスクヘッジが実行できないおそれがあり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 引受リスク

当企業グループは、収益源の多様化を図るため、株式等の引受及び募集等の投資銀行業務にも注力しておりますが、引受けた有価証券を販売することができない場合には引受リスクが発生します。有価証券の価格動向によっては、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、特に新規公開株式の引受業務において、当企業グループが主幹証券として引受業務を行う企業が、新規上場する過程又はその後評価が低下するような事態が発生した場合には、当企業グループの評価が影響を受け、引受業務の推進に支障をきたす等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) 私設取引システム（PTS）運営事業に係るリスク

当企業グループが提供する私設取引システムは、複数の証券会社がシステム接続する本格的な取引所外電子取引市場です。しかしながら、システム障害、決済不能若しくは遅延、又は取引参加証券会社の破綻等の不測の事態により市場運営が困難になった場合には、投資家や取引参加証券会社等の当該私設取引システムに対する信頼性と安全性に対する信頼が損なわれ、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) 証券関連事業における競合について

証券関連事業については、近年の規制緩和やIT技術の発展により競争が激化する一方で、商品及びサービスの多様化・顧客利便性の向上・独自性の発揮が強く求められてきております。このような状況の中で競争力を維持できない場合には、競合他社に取引シェア・収益などで劣後し、収益性の低下を招く可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) 証券関連事業における法的規制について

金融商品取引業登録等

当企業グループの一部の構成企業は金融商品取引業を営むため、金融商品取引法に基づく金融商品取引業の登録等を受けており、金融商品取引法、及び同法施行令等の関連法令の適用を受けております。また、東京証券取引所、大阪取引所、名古屋証券取引所、福岡証券取引所、及び札幌証券取引所の総合取引参加者等であるほか、金融商品取引法に基づき設置された業界団体である日本証券業協会及び（社）金融先物取引業協会等の定める諸規則にも服しております。当企業グループ及びその役職員がこれら法令等に違反し、登録等の取消し、又は改善に必要な措置等を命じる行政処分が発せられた場合等には、当企業グループの事業の遂行に支障をきたし、あるいは経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

自己資本規制比率

第一種金融商品取引業者には、金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令に基づき、自己資本規制比率の制度が設けられております。自己資本規制比率とは、固定化されていない自己資本の額の、保有する有価証券の価格変動その他の理由により発生し得るリスク相当額の合計に対する比率をいいます。当該金融商品取引業者は自己資本規制比率が120%を下回ることのないようにしなければならず、金融庁長官は当該金融商品取引業者に対しその自己資本規制比率が120%を下回るときは、業務方法の変更等を命ずること、また100%を下回るときは3ヶ月以内の期間、業務の停止を命ずることができ、さらに業務停止命令後3ヶ月を経過しても100%を下回り、かつ回復の見込みがないと認められるときは当該金融商品取引業者の登録を取り消すことができるとされております。また、当該金融商品取引業者は四半期ごとにこの自己資本規制比率を記載した書面を作成し、3ヶ月間全ての営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならず、これに違反した場合には罰則が科されます。

顧客資産の分別管理及び投資者保護基金

金融商品取引業者は、顧客資産が適切かつ円滑に返還されるよう顧客から預託を受けた有価証券及び金銭につき、自己の固有財産と分別して管理することが義務付けられております。但し、信用取引により買付けた株券等及び信用取引によって株券等を売付けた場合の代金については、このような分別管理の対象とはなっていません。また、有価証券関連業を行う金融商品取引業者は投資者保護のために、金融商品取引法に基づき内閣総理大臣が認可した投資者保護基金に加入することが義務付けられており、当企業グループは日本投資者保護基金に加入しております。投資者保護基金の原資は基金の会員である金融商品取引業者から徴収される負担金であり、日本投資者保護基金は、基金の会員金融商品取引業者が破綻した場合には投資家が破綻金融商品取引業者に預託した証券その他顧客の一定の債権について上限を顧客一人当たり10百万円として保護することとなっております。そのため、基金の積立額を超える支払いが必要な会員金融商品取引業者の破綻があった場合、当企業グループを含む他の会員金融商品取引業者は臨時拠出の負担を基金から求められる可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

金融商品販売法及び消費者契約法

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」は、金融商品の販売等に際して顧客の保護を図るため、金融商品販売業者等の説明義務及びかかる説明義務を怠ったことにより顧客に生じた損害の賠償責任並びに金融商品販売業者等が行う金融商品の販売等に係る勧誘の適正を確保するための措置について定めております。

また、消費者契約法は、消費者契約における消費者と事業者との間の情報の質及び量並びに交渉力の格差に着目し、一定の場合に消費者が契約の効力を否定することができる旨を規定しております。当企業グループでは、かかる法律への違反がないよう、内部管理体制を整備しております。これらの違反が発生した場合には損害賠償責任が生ずるとともに、顧客からの信頼が失墜する等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 証券関連事業に影響を与えるシステムリスク

当企業グループは、インターネットを主たる販売チャネルとしているため、オンライン取引システムの安定性を経営の最重要課題と認識しており、そのサービスレベルの維持向上に日々取り組んでおります。しかしながら、オンライン取引システムに関しては、ハードウェア及びソフトウェアの不具合、処理能力の逼迫、人為的ミス、通信回線の障害、コンピュータウイルス、並びにサイバー攻撃のほか、自然災害等によってもシステム障害が発生する可能性があります。当企業グループでは、かかるシステム障害リスクに備え、365日24時間体制の監視機能、基幹システムの二重化、及び複数拠点におけるバックアップサイト構築等の対応を実施しておりますが、これらの対策にもかかわらず何らかの理由によりシステム障害が発生し、かかる障害への対応が遅れた場合、又は適切な対応ができなかった場合には、障害によって生じた損害について賠償を請求され、当企業グループのシステム及びサポート体制に対する信頼が低下し、結果として相当数の顧客を失う等の影響を受ける可能性があります。また、口座数及び約定件数の増加を見越して適時適切にシステムの開発及び増強を行ってまいりますが、口座数及び約定件数がその開発及び増強に見合って増加しない場合、システムの開発及び増強に応じて減価償却費及びリース料等のシステム関連費用が増加するため、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

9) 証券関連事業における顧客情報のセキュリティについて

不正な証券取引注文、重要な顧客データの漏洩又は破壊が起こった場合は、賠償責任を負う場合があり、それが当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、個人情報の保護に関する法律への違反が発生した場合又は顧客データの漏洩若しくは破壊が発生した場合には、顧客からの信頼が失墜する等負の結果が生じ、それによって当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また顧客への外部不正アクセス等の拡大により、不正取引や不正出金に対する一定の負担発生や、顧客取引が減少する可能性があります。

10) 自己勘定によるトレーディング業務に係るリスク

当企業グループは、自己勘定による有価証券・外国為替等に関するトレーディング業務を行っております。当該トレーディング業務では、市場動向や顧客側の取引需要の影響で当企業グループにとって不利な事象が生じ、取引の低迷や保有ポジションの時価変動により損失を被るリスクがあります。トレーディングに係るリスクを低減するため、ヘッジ取引やポジション管理を行うほか、継続的なモニタリングを行っておりますが、想定を超える市場変動等により、ヘッジが有効に機能しない場合やポジションの速やかな処分が進まない場合、取引先が受渡決済を含む債務不履行に陥った場合、保有する有価証券の発行体が信用状況を著しく悪化させた場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

・銀行関連事業に係るリスク

1) 銀行関連事業全般に係るリスク

銀行関連事業（銀行業、無担保ローン、クレジットカード・信販及びリース事業等）においては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、オペレーショナル・リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。

当該事業は、債券、証券化・流動化商品、デリバティブ取引などの金融商品等への投資を行っております。また、預金・貸出金等の長短金利ギャップに伴う金利リスクを抱えております。そのため、リスク限度の設定、損失額についての損失限度の設定や、個別商品への投資上限の設定等を行い、厳格なリスク管理体制を整備しております。しかしながら、金融市場動向や景気動向等により、予想を超えて金利等の各種経済条件が大幅に変動した場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 信用リスク

当企業グループは、顧客の状況、差し入れられた担保の価値及び経済全体の見通しに基づいて、信用損失引当金の額を決定しています。実際の貸倒損失は、予測したそれと大きく異なり、引当額を大幅に上回り、信用損失引当金が不十分となる可能性があります。また、経済状況の悪化により当企業が前提及び見通しを変更したり、担保価値が下落したり、又はその他の要因により予測を上回る悪影響が生じた場合には、貸倒損失が発生する、あるいは信用損失引当金の追加計上が必要になる等、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 市場リスク

当企業グループは、債券、株式、デリバティブ商品等の多種の金融商品に対し、日本の国内外において、広く取引・投資活動を行っております。これらの活動による業績は、金利、外国為替、債券及び株式市場の変動等により変動しますが、急激な株式相場下落や長期金利の上昇に伴う債券等の価格下落等による資産の目減り、顧客の減少等に伴う貸出業務や投資業務等における収益の減少、利鞘の縮小等が予想され、これらが当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは、クレジットトレーディングや証券化業務において、住宅ローン、不良債権、売掛債権、リース資産等の多様な資産に対する投資を行っており、最終的には、これを回収、売却又は証券化することを目的としております。そのため、特定の資産又は特定の格付若しくは種類の有価証券を集中的に保有する場合があります。かかる営業資産から得られる当企業の収益が予想より少ない場合（当企業グループにより証券化された資産のプールにおいて、当企業グループ自身がその残余持分を保有している場合におけるその残余持分の価値の下落を含む）には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、こうした当企業グループが取得できる資産の市場規模及びその価格は常に変動していることから、当企業グループが魅力的な投資機会を常に得られるとは限らず、投資活動の結果が大きく変動する場合もあります。

4) 流動性リスク

安定的な資金繰り運営を継続することを目的として、資金調達方法の多様化や、調達環境の状況に応じた流動性リスク指標のモニタリングを通じ、適切な流動性リスク管理に努めておりますが、以下のとおり、資金の効率的な調達が困難となるリスクがあります。

- ・今後、リテールバンキング業務及び同業務にかかる預金の営業基盤・顧客基盤が伸び悩む可能性があります。
- ・国内の公社債市場の変化や市況動向により、社債又はその他の債券を発行することに制限が生ずる可能性があります。
- ・日本銀行の金利に係る方針の変更により、金融市場における資金需給が変化した場合、当企業グループの資金調達は何らかの影響を受ける可能性があります。
- ・海外の金融市場の混乱や金融経済環境の悪化等により、資金調達の条件悪化を含め、外貨資金調達が不安定化、非効率化する可能性があります。

・人々の認識や市場環境の著しい変化により、資金調達のコストが増加し、又は十分な流動性を確保することが予期に反して困難となる可能性があります。

また、格付機関により信用格付が下げられると、銀行間市場での短期資金調達あるいは資本調達活動等において相手方との取引を有利な条件で実施できず、又は一定の取引を行うことができない可能性があります。そのため、当企業グループの資金調達コスト増加ないし流動性の制約、デリバティブ取引あるいは信託業務上の制約等により当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) オペレーショナル・リスク

当企業グループでは、幅広い金融業務において大量に事務処理を行っておりますが、事務フローの改善、事務指導、研修等の実施や、表記方法の見直し等による手続き内容の明確化等事務水準の向上にも努めており、事務処理状況の定期的な点検等により事務レベルをチェックする体制等を整えております。また、お客さま本位の業務運営に反した行為等のコンダクトリスクに対して、ミスコンダクト事案の広範な捕捉やリスク軽減策の実施等の管理体制の高度化に努めております。しかしながら、こうした対策が有効に機能せず、又は当企業グループや外部委託先の役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こした場合には、損失の発生、行政処分、レピュテーションの毀損等により、当企業グループの業務運営や、業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

6) 銀行関連事業に影響を与えるシステムリスク

当企業グループは、情報システム及びインターネットにより顧客にサービスを提供しておりますが、システムの処理能力や信頼性に大きく依存しております。過去に発生しましたATM、インターネットバンキングサービスや他行宛て送金取引に係る不具合等に対して、発生原因の究明及び十分な再発防止策を講じておりますが、今後とも不具合やサービスの停止が発生する可能性があります。また、当企業グループのシステムには人為的ミス、自然災害、停電、システム連携先または外部委託先の障害、サイバー攻撃等の不正・妨害、機密情報の漏洩、ハッキングによる不正利用等が今後も発生する可能性があります。システム障害等により提供する金融サービスの中断や停止が発生した場合、レピュテーションや営業基盤の毀損等により、当企業グループの業務運営や経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) 銀行関連事業における顧客情報のセキュリティについて

当企業グループは、銀行関連事業に関連し保有した多数の個人情報について、個人情報保護法に従い、個人情報の保護及び適切な利用に努めておりますが、万一個人情報の漏洩又は不正アクセス等による事故が発生した場合、その損害に対し賠償を行う必要があると同時に、関連監督当局から行政処分等を受ける可能性があります。さらに漏洩事故の発生により、顧客や市場の当企業グループに対する信用の低下を招き、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

8) 銀行関連事業における法的規制について

当企業グループは銀行関連事業を行うにあたり、会社法、銀行法、独占禁止法、金融商品取引法、貸金業法、外国為替及び外国貿易法、犯罪による収益の移転防止に関する法律等並びに外国における同様の法律等の広範な法令上の制限及び監督官庁による監視を受けております。また、金融当局による自己資本規制その他の銀行関連業務規制に加えて、業務範囲についての制限を受けております。こうした金融関連法規・規制をはじめ、その他の適用法規・規制の遵守を怠った場合には、重大なレピュテーションリスクに晒される他、法令等に基づき「業務改善命令」や「業務停止命令」といった行政処分や、その他の制裁・罰則・賠償請求を受けること等により、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループは現時点の規制に従って業務を遂行していますが、法律、規制、税制、実務慣行、法解釈、財政や金融その他政策の変更又は当局との見解の相違並びにそれらによって発生する事態が、当企業グループの業務運営や業績等に悪影響を及ぼす可能性があります。

当企業グループにおける各銀行は、銀行法及び金融庁長官の告示に基づく自己資本比率規制に服しており、海外に支店等の営業拠点を有しない銀行として、自己資本比率を4.0%以上に保つことが義務付けられておりますが、「事業等のリスク」に記載する各種リスクの顕在化等により、自己資本比率は低下する可能性があります。この最低比率を維持できない場合には、当企業グループにおける各銀行は行政処分を受ける可能性があり、当企業グループの業務遂行能力が間接的に影響を受ける可能性があります。

9) コンシューマーファイナンス事業に係るリスク

当企業グループは、銀行関連事業における中核業務として、コンシューマーファイナンス業務（個人向け無担保ローン等）を行っております。コンシューマーファイナンス業務を営む子会社は、過去に発生した所謂「グレーゾーン金利」（超過利息あるいは過払金）に関して、将来に発生する過払金返還及びそれに関連する貸倒損失を見積もった上で引当金を計上しております。これにより、過払金返還に係る追加的な損失の発生は限定的なものになると認識しておりますが、現在の引当金額が将来の過払金返還請求及び関連する貸倒損失への対応として不十分である場合、将来追加の費用が生じる可能性があり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

10) 海外における銀行業に係るリスク

海外における銀行業においても、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、コンプライアンスリスク、事務リスク、システムリスク、情報セキュリティリスク、外部委託にかかるリスク、イベントリスク、風評リスク、自己資本比率悪化リスク、事業戦略リスク、及び規制変更リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が予定していた事業計画を達成できず、投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。さらに、現地において自己資本比率規制等が適用されており、当該比率が悪化した場合、現地当局から様々な規制及び命令を受けることになります。その場合、業務が制限されること等により、顧客に対して十分なサービスを提供することが困難となり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、このような事態を避けるため、当企業グループからの追加出資等が必要となる可能性があり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

・その他の金融サービス事業に係るリスク

1) 保険業に係るリスク

保険業においては、保険引受リスク、市場関連リスク、信用リスク、流動性リスク、事務リスク、システムリスク、情報漏洩リスク、法務リスク、及び災害リスク等の広範なリスクへの対応が必要となります。そのためリスク管理態勢の改善を続けておりますが、態勢整備が不十分であった場合、当企業グループの事業の遂行に支障をきたす可能性があります。また、当該事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

生命保険業においては、保険料設定時の想定を超えて、社会・経済情勢の変化により死亡率・罹患率が上昇した場合等に、追加で保険金・責任準備金等の費用負担が発生し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

なお、損害保険業においては、自動車保険の保有契約件数が順調に伸びているものの、会計上、保険料売上上の計上と同時に未経過分の保険料を責任準備金として費用計上する必要があるため、契約件数が伸びているうちは費用が先行する傾向にあります。今後も事業費の圧縮等に努めてまいります。費用を先行して計上すること等により、ソルベンシー・マージン比率の維持のための追加出資等が必要となり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) オペレーティングリースのアレンジメント事業に係るリスク

当企業グループではオペレーティングリースのアレンジメント事業を行っており、今後、対象となる事業資産の稼働率の低下や資産価値の下落により、当該資産の販売が低迷した場合、減損損失の計上等が発生し、当企業グループの業績及び財政状況に影響を与える可能性があります。

3) その他の金融サービス事業に影響を与える法的規制について

当該事業においては、貸金業法、銀行法、保険業法、及び関連諸規則、並びにこれらの法令等に基づく許認可の取得又は届出を行っております。当企業グループ及びその役職員がこれらの法令等に違反し、業務改善命令あるいは認可又は登録の取消等の行政処分を受けた場合、当該事業の遂行に支障をきたし、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) その他の金融サービス事業に影響を与えるシステムリスク

当該事業は、コンピュータシステムに依存する部分が多いため、地震や水害等の大規模広域災害、火災等の地域災害、コンピュータウイルス、電力供給の停止、通信障害、通信事業者に起因するサービスの中断、又は予測不可能なシステム障害により顧客へのサービスが遅延、中断又は停止する場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当該事業では、主に受託開発並びに運用及び保守業務等を行っておりますが、IT関連業界は技術革新が継続しており、新技術の登場により業界の技術標準又は顧客の利用環境が変化します。これら新技術への対応が遅れ、当企業グループの提供するサービスが陳腐化又は不適応化し、業界内での競争力低下を招く等により、これらの事業が当初予定していた事業計画を達成できず、初期投資に見合うだけの十分な収益を将来において計上できない場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。更に提供するサービスでの障害発生や、障害復旧を円滑に対応できない場合は、提供先からの損害賠償請求や風評の低下を招く可能性があります。

5) その他の金融サービス事業における顧客情報のセキュリティについて

個人情報の保護に関する法律への違反や個人情報の漏洩事件等が発生した場合、顧客からの信用を失う可能性があり、法的な、あるいはその他のコストが発生する可能性があります。これらのコストはいずれも、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

<資産運用事業に係るリスク>

1) 資産運用事業で運営するファンドの運用成績の低迷に係るリスク

当企業グループの資産運用事業は、公募又は私募の投資信託や投資助言を行っておりますが、これらは当初期待していた通りの運用成績が達成できない可能性があります。その場合、投資家への販売額の低下や、評価額の減少、解約、新規ファンドの設定が困難となること等による預かり資産の減少を通して、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 金融機関の動向

当企業グループの資産運用事業のうち、一般投資家向け投資信託の販売について金融機関に委託しております。また金融機関の自己資金の受託による私募投資信託の運用を行っております。金融機関は資産運用業務における主要顧客であり、金融機関の投資信託販売業務や資金運用方針の変更は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 資産運用事業における競合について

公募又は私募の投資信託や投資助言を行う資産運用事業は、国内外の大手金融機関が積極的に経営資源を投入した場合や、業界内プレーヤーの統廃合等により、競合他社の規模が拡大した場合は、競争環境が変化する可能性があります。このような競争環境の変化に当企業グループが柔軟に対応できなかった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 資産運用事業に影響を与える法的規制について

当企業グループ内には、投資信託委託会社として金融商品取引法に基づき投資運用業及び投資助言・代理業の登録を行っている会社があります。今後これら金融商品取引法及びその関連法令等に関し改正が行われた場合又は何らかの理由によりこれらの登録の取消処分を受けた場合には、当該事業の業務遂行に支障をきたすとともに当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

< 投資事業に係るリスク >

1) 投資事業における事業環境の変化等による影響

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が行う投資事業については、保有株式の売却によるキャピタルゲインや投資事業組合等管理収入が主な収益源であります。これらは政治、経済又は産業等の状況や、新規公開市場を含む株式市場全般の動向に大きく影響を受けます。当該事業においては、これら当企業グループがコントロールできない外部要因によって業績が変動し、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社は、国際会計基準（IFRS会計基準）に基づき、投資事業等を通じて保有する多額の投資有価証券の公正価値を売却の有無に関わらず毎四半期ごとに見直し、各期末における公正価値評価額の増減を公正価値の変動による損益として認識しております。そのため、株式市場及び債券市場が著しく変動する等し、かかる投資有価証券の公正価値の変動による多大な損失等を計上した場合、当企業グループの財政状態に影響を与える可能性があります。

2) 当企業グループが運営する投資事業組合等における外部投資家に係るリスク

ファンドの運用成績が不調の場合、既存又は新規の外部投資家からの新規資金調達が困難になる場合があります。また、既存の外部投資家が、流動性の低下、財務の健全性の低下、又は財務上困難な状況となる場合、当企業グループが既存の投資家からの出資約束金額を利用できなくなる場合があります。当企業グループの投資事業における新規ファンドの募集が困難となる場合は、当初予定していたとおりファンドを運用できなくなる可能性があります。その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

3) 投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等からの投資先企業には、ベンチャー企業や事業再生中の企業が多く含まれます。これらの企業は、その将来見通しにおいて不確定要因を多く含み、今後発生し得る様々な要因により、これら投資先企業の業績が変動する可能性があります。かかる要因には、急激な技術革新の進行や業界標準の変動等による競争環境の変化、優秀な経営者や社員の維持及び確保、並びに財務基盤の脆弱性の他に、投資先企業からの未開示の重要情報等に関するものを含みますが、これらに限定されるわけではありません。

また、当企業グループが投資しているいくつかの事業は、本質的に投機的及びリスクのある業種において行われているものです。このような不確実性を伴う投資リスクは結果として損失となり、その結果、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

4) 為替リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、外貨建ての投資を行う場合には為替変動リスクを伴います。投資資金回収の時期や金額が不確定であるため、為替レートの変動が当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

5) 海外投資リスク

当企業グループ及び当企業グループが運営する投資事業組合等が、海外での投資活動を行う場合には、現地において経済情勢の変化、政治的要因の変化、法制度の変更、又はテロ等による社会的混乱等が発生する可能性があります。こうしたカントリーリスクを極小化させたり、完全に回避することは困難であり、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

特に当企業グループのファンドは、中国及びその他のアジア諸国を含む新興市場の企業に対して投資を行っております。数多くの新興市場の国々は経済的にも政治的にも発展途上であり、確固たる基盤を持った証券市場を有していない場合があります。新興市場における企業への投資には高いリスクを伴う可能性があり、また投機的となる場合があります。

将来において、当企業グループのファンドが新興市場において期待されたとおりの運用成績を達成できなかった場合、当企業グループの事業、成長見通し、ファンドの募集、管理報酬等の収入、経営成績及び財政状態等に影響を与える可能性があります。

6) 投資事業における競合について

ベンチャー投資や企業再生型の投資事業は新規参入を含め競合が激しく、国内外の金融機関や事業会社等による多数のファンドが設定される状況下、当企業グループの競争力が将来にわたって維持できる保証はありません。また、画期的な新規サービスを展開する競合他社の出現や競合先同士の合併、連携その他の結果、当企業グループが企図する十分な規模のファンドの募集を実施できない、あるいは投資実行において十分な収益を獲得できる有望な投資先企業の発掘ができない可能性があります。この場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

7) 投資事業に影響を与える法的規制について

当企業グループが運営する投資事業組合等は、その運営において金融商品取引法、貸金業法、会社法、民法、投資事業有限責任組合契約に関する法律、及びその他国内外の法令の対象となっており、これらを遵守する必要があります。今後これら金融商品取引法及びその関連法令等に関し改正が行われた場合又はこれらの法的規制が及ぶことにより当企業グループの活動が制限される場合には、当該事業の業務遂行に支障をきたすとともに当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

< 暗号資産に係るリスク >

1) 暗号資産の交換・取引サービス等を行う事業における法令諸規則等の事業環境等の変化等による影響

当企業グループでは、資金決済に関する法律第63条の2に基づき、暗号資産交換業者として内閣総理大臣の登録を受け、同法及び関係法令による各種規制並びに金融庁の監督を受ける暗号資産交換業を営んでおります。当企業グループは自主規制機関である一般社団法人日本暗号資産取引業協会に加入していることから、同協会の諸規則にも服しております。そのため、これらの法令、諸規則、業界の自主規制ルール等の制定又は改定等が行われることにより、当初の計画通りに事業を展開できなくなる可能性があります。規制の内容によっては、暗号資産全般に係る事業環境の著しい変化や価格変動等をもたらす可能性があります。当企業グループの事業活動及び経営成績に影響を与える可能性があります。

また、諸法令等に違反する事実が発生した場合には、登録その他認可業務の取消、業務の全部又は一部の停止等の行政処分を受ける可能性があります。当企業グループの風評、事業展開、経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

2) サイバー攻撃等による暗号資産の消失に伴うリスク

当企業グループは、管理する電子ウォレットにおいて顧客の所有する暗号資産の預託を受けております。また、マイニング事業等を通じ、自己勘定として暗号資産を保有しております。

権限のない第三者による電子ウォレットに対する不正アクセスのリスクを軽減するためのサイバーセキュリティ対策等を講じておりますが、電子ウォレットに対して不正アクセスが行われた場合には、権限のない第三者によりこれらの電子ウォレットに保管される暗号資産が消失させられるとともに、当企業グループがこれらの暗号資産を取り戻せない可能性があります。当企業グループが保有する暗号資産の消失及び当企業グループの顧客の暗号資産の消失により、顧客に対する多額の弁済が生じる可能性があるとともに、当企業グループの経営成績及び財政状態、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。

3) 市場リスク

当企業グループは、暗号資産を保有するとともに、暗号資産交換業を運営しており、様々な要因に基づく暗号資産の価格及び取引規模の変動により、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

4) 信用リスク

当企業グループは、暗号資産に係る事業において、金融商品取引業者として顧客に対して証拠金取引を提供しております。同取引においては顧客への信用供与を行っており、取引の損失は預かった証拠金の範囲内に収まるよう、ロスカットルールを設定しておりますが、暗号資産の価格が急激に変動し、顧客が追加の証拠金の差し入れや取引の決済が行えなくなった場合、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、当企業グループでは、暗号資産の売買取引や貸借取引を行っております。また、暗号資産の価格が大きく変動し、貸付先が期限での返済や追加担保の差し入れに応じられなくなった場合、それら債務が履行されないリスクが存在します。更に自己の保有する暗号資産について、他の暗号資産取引業者に預入している場合、預入先に信用不安が発生した場合、預入暗号資産の引出しや回収ができないリスクがあります。これらは、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

次世代事業分野におけるリスク

< バイオ・ヘルスケア&メディカルインフォマティクス事業に係るリスク >

当該事業において主に一般用医薬品の研究開発に注力しておりますが、当企業グループの研究開発努力が商業的に成功する製品の開発又は画期的な製造技術の開発につながる、あるいはこれらの研究プロジェクトが当初予定していたとおりの業績をもたらすという保証はありません。当企業グループのバイオテクノロジー製品は多くの場合、販売目的で市場に投入する前に臨床試験を実施する必要があります。この過程には費用及び時間がかかり、その結果は不確実なものです。研究開発及び臨床試験に莫大な時間と費用を費やしたにもかかわらず、開発途中の製品に対して商業販売の認可が下りなかった場合、又はバイオテクノロジー製品に関する製造物責任に関する賠償請求の対象になった場合は、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当企業グループ又は製品の製造委託先において、経営成績及び財政状態の悪化、技術上若しくは法規制上の問題、原料の不足、又は自然災害の発生等により、製品の安定的な供給に支障が生じる可能性があります。その動向によっては当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

医薬品業界は、研究、開発、製造及び販売のそれぞれの事業活動において、各国の薬事法等及び薬事行政指導、その他関係法令等により様々な規制を受けており、当該事業は薬事法をはじめとする現行の法的規制及び医療保険制度、それらに基づく医薬品の価格設定動向等を前提として事業計画を策定しています。しかしながら、当該事業において開発を進めている製品が現実に製品として上市されるまでの間、これらの規制や制度・価格設定動向等が変動しない保証はありません。もしこれらに大きな変動が発生した場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

< 新技術関連事業に係るリスク >

新技術に基づいた事業については、当該技術が成熟されていない事による損失の発生や、当該技術を用いたサービス・製品が当初予定した通りに拡大しない可能性があります。また、法規制等が十分に整備されていない新技術を利用した事業領域へ進出する場合、当該新技術に基づいた事業領域におけるステークホルダーの権利が十分に保護されず、当企業グループ又は当企業グループの顧客の権利・資産が毀損する、訴訟が発生する等の恐れがあります。これらの恐れが顕在化した場合には、当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

< 開発途上地域における事業に係るリスク >

開発途上地域での事業については、法規制、取引慣行、経済状況、政情、文化等に係るリスクについて十分に調査・検証した上で取り組んでおりますが、事業開始時点では想定されなかった事象が起こる可能性があります。特にクーデター等による政変、テロ、法規制の急変、国際社会による経済制裁等が発生した場合、これまで培った金融分野でのナレッジ等が活かせない可能性があります。当企業グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

SBIホールディングス株式会社本店
(東京都港区六本木一丁目6番1号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【保証会社等の情報】

該当事項はありません。